

会議録

平成30年第3回更別村議会定例会

第4日（平成30年9月18日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 一般行政報告
- 第 3 意見書案第 7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件
- 第 4 意見書案第 8号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件
- 第 5 意見書案第 9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件
- 第 6 意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件
- 第 7 村政に関する一般質問
- 第 8 議員の派遣の件
- 第 9 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活課長	佐藤成芳
建設水道課長	新関保	保健福祉課長	安部昭彦

子育て応援課 宮 永 博 和
教育次長 川 上 祐 明

診療所事務長 酒 井 智 寛
農業委員会
事務局 長 小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 高 橋 祐 二
書 記 小 野 山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、安村さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 一般行政報告

- 議 長 日程第2、一般行政報告を行います。
一般行政報告は、文書で配付をされております。
なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。
西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。一般行政報告ですが、会議の最初に述べましたように会期中に報告を申し上げるということで、本日一般行政報告として停電等に伴う被害状況等について説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、北海道胆振東部地震の発生に伴う停電につきまして、1、地震の発生と停電の状況であります。9月6日午前3時8分に発生した胆振地方を震源とする平成30年北海道胆振東部地震により、北海道電力株式会社の主力電力である苫東厚真発電所を初めとする北海道内全ての発電所が緊急停止をし、北海道全域が停電となったところであります。9月7日午前1時13分、更別村への配電が回復いたしました。一部地域では停電が続きました。9月10日、村内全域における復旧を確認したところであります。

2番目、停電の対応でありますけれども、(1)、住民への情報提供であります。9月6日午前6時30分、防災行政無線により、道内全域において停電が発生し、復旧の見通しが立たないことを放送いたしました。以降、学校の臨時休校、村民バスの運休、国保診療所における診療内容の制限、避難所の開設などの情報を随時防災行政無線により放送いたしました。また、同様の内容を村のホームページにも掲載いたしました。

(2)、公共施設等における電源確保であります。一般会計補正予算を専決処分させていただき、発電機5台を借り上げ、災害対策用に保有する発電機4台とともに、各公共施設等に設置をし電源を確保したところであります。

3番目の避難所の開設であります。9月6日午後3時、更別村社会福祉センターに避難所を開設いたしました。3名が避難所で宿泊し、9月7日午前9時50分、全員が退所したところから避難所を閉鎖したところであります。

(4)、災害時非常電話の設置でありますけれども、9月7日午前12時ごろから、固定電話がかかりにくい状況となったため、午後3時30分、社会福祉センターに災害時非常電話を設置しました。電話回線の復旧に伴い9月10日午前4時に撤去したところであります。

大きな3番目、被害の状況でありますけれども、(1)、断水であります、停電の発生に伴い、ポンプ圧送により給水している住宅1戸が断水をしております。

(2)、農業被害ですけれども、停電発生に伴い、一部の酪農家で搾乳した牛乳を保管できず、9月6日分の3,690リットルが廃棄をされました。生産者4戸、37万5,000円の被害ということ聞いております。記載をされていませんが、畑作については南工連の工場停止、9月6日から9月10日により圃場に貯蔵していたでん原バレイショの一部腐敗が見られたものの、個別の管理状況により腐敗が防げている圃場もあり、JAとしては被害なしと整理をされておられました。なおかつ、JA倉庫貯蔵品の被害もなしという報告を受けております。つけ加えさせていただきます。

(3)、商工業被害ですけれども、停電の発生に伴い、各業種において被害が発生しており、その被害額は、飲食業で食材廃棄による42万8,000円、小売業で原料、商品廃棄による162万円、製造業で原料廃棄による100万円、宿泊業で予約キャンセルにより29万円の被害となっております。聞き取りの概算であります。

4番、災害時要援護者の安否確認。9月7日午後1時30分から、55世帯73名の災害時要援護者を訪問し、健康状態、支援者の有無、食料の備蓄状況を確認するとともに希望者に非常食を配布したところでございます。

5番目、被災地への支援。北海道と各市町村の間で締結する災害時等における北海道、市町村相互の応援に関する協定に基づき、被災地からの職員派遣を要請されました9月15日から9月19日まで、むかわ町に職員2名を現在派遣しているところであります。

6、節電の取り組み。9月8日時点で、電気供給力が9月の平日の最大需要見込みに対して10%程度不足することから、北海道及び北海道電力株式会社により、電力量2割の節電を求められました。このため、各公共施設において、時間と天気に応じた照明の一斉消灯や間引き減灯、自動ドアの開放、電気製品等の使用制限などに取り組むとともに、当分の間、ふるさと館屋内広場及び福祉の里総合センター健康増進室を終日利用中止とし、コミュニティプール、トレーニングセンター及び柔剣道場は午後6時をもって閉館することとなりました。ここには記載されておられませんけれども、なお14日午後の経済産業大臣の発表によりますと、家庭や企業に求めてきた2割の削減につきまして、18日から数値目標なしの節電要請に緩和するとの発表がありましたことから、本日より各施設は通常どおり開館することとなっております。なお、各公共施設における節電については、引き続き取り組むものであります。

7番、その他。北央道路工業株式会社十勝営業所より、発電機3台の無償貸与を受けております。ということでもあります。

さらに、上下水道について記載されておられませんけれども、若干報告をさせていただきます

たいと思います。水道につきましては、地震発生直後の停電によりポンプ圧送で給水している1軒が断水、流量等を監視する装置が使用不能となりました。また、浄水処理を行う南札内浄水場及び十勝中部広域水道企業団のなかとかち浄水場同じく停電となりました。対応といたしましては、断水対象者1軒に対しポリタンクで水道水を供給、水道施設につきましては地震後の漏水や水質異常がないか、配水池において随時目視及び手分析について確認を行い、停電解消と通信復旧までの監視を継続、2つの浄水場につきましては自家発電機の使用により浄水処理を継続いたしました。断水につきましては、停電が解消された9月7日早朝に復旧、水道監視装置につきましても9月8日夕方には全ての通信が復旧したことを確認しております。今後の対策といたしましては、現在ポンプ圧送に給水している施設にバイパス管を布設し、停電時におきましても水圧の低下はあるものの、給水を継続できるよう修繕対応していくことで検討しております。

続いて、下水道におきましては、水道に同じく地震発生直後の停電により更別及び上更別浄化センターの汚水処理装置及び監視装置、汚水を圧送している更別市街地2カ所のポンプ施設が使用不能となりました。対応といたしましては、両浄化センターにおきまして随時目視管理確認を行い、大口施設への排水路の抑制を周知、ポンプ施設2カ所については発電機を設置し、下水道への使用を継続しました。こちらも水道に同じく9月7日早朝に復旧、下水道監視装置についても9月8日夕方に全ての通信が復旧したことを確認しております。今後の対応といたしましては、今回のように停電が広域に及ぶ際、発電機の調達が困難となるため、ポンプ施設に対応し得る発電機の導入も視野に入れて検討していきたいというふうにしております。

以上、口頭での補足説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ございませんか。

3番、高木さん。

○3番高木議員 更別村においては、ほかの地域と比べて被害も少なかったという部分でありまして、一番大きかったのはやっぱり水の関係かなと思っております。今回更別村については、断水については1軒の部分の断水ということで、下水のほうも若干の支障はあったものの何とか十分できたということです。ただ、今回断水の部分については、SNSも含めて大きな誤情報が流れまして、ちょっと住民がパニックになった部分がありまして、こういう部分で防災無線の連絡というか、そういう部分について若干のずれがあったというか、対応の仕方が難しかった部分がたくさんあったのですが、こういう部分で村民に更別村においては断水の危険性が少ないというような、やっぱりそういうしっかりした認識を持ってもらうということも十分必要だと思うのです。そういう部分でこれからは災害の時期の水に対する対応という部分の村民に対する周知という部分もしっかりと認識してもらうような、またそういう更別村の設備の施設の状況という部分もしっかりとやっぱり住

民にお知らせするような、そういうこともしていったほうがいいと思っているのですが、その部分について何かあれば。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員さんおっしゃったとおりでありまして、SNSで水が断水するよというような情報がうちの地域に限らず、ほかの地域等流されました。ということで、それで非常に不安を感じておられた方ということで、私のほうにも何件か声は届いております。実際に帯広市内とか水、飲料水を購入に行かれた方もおられるというふうに聞いております。その点でいえば、やはり防災無線等によって更別村については浄水等を確保していますよというようなことで、心配はないということを正確に、迅速に村民に周知をするということでは、私は今回課題があったというふうに感じておりますので、その部分今議員さんご指摘のとおりしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 安否確認の確認なのですが、まず55世帯73名の被害時要救護者、ここはまずどこを指すのかということと、あとこの方たちの健康状態、食料の備蓄状況などの確認ということだったので、そういった困ったこととか被害状況など教えていただければと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今回安否確認をさせていただきました方は、もともと災害時要援護者ということで整理をさせていただいている方々、この方々が200名強いらっしゃるのですが、その中でも特に通常業務の中で安否の確認がされている方は、そういう方以外の方は特に安否確認が必要だろうと思われる方を拾い出して安否確認はいたしました。その方々がここに書いている人数なのですが、ここに書いてあるとおりの健康状態、支援者の食料の備蓄状況を確認したのですが、その中で支援者が特にいないという方がお二人、それから食料の備蓄がないという方がお一人いらっしゃいましたので、特に食料の備蓄がないという方がお一人いらっしゃいましたので、この方は後日改めて非常食を持っていつて確認しましたけれども、その際には食料は当分あるということを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 北電の電気の関係なのですが、今回停電の関係でごく一部において電線の関係で新設といいますか、まちの中というか、その場所とはちょっと違う感じの電線という形で、ごく一部に停電の回復がおくれたという状況がありました。今後この大きな災害がないにしろ、停電が起きた場合についてはその地区においては多分電気の復旧が遅くなる可能性がどうしてもあるということがあります。そういう部分で北電とどのような形でその部分の電気の配給の部分の調整をしていくかという部分で何かお考えがあればお願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今回のように全面的に停電が起きることが今までなかったのに、村内のどこの地域で停電になるとかということは十分に確認ができてはいなかったところがありますので、その点は北海道電力と確認しまして、今後停電が起きたときにはその状況を配電の状況に応じて確認していかなければならないというふうに思っています。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今回インターネットの光回線という部分も含めて、どうしても電力に係る部分については復旧がおくれるということが確認されたわけですが、それと同じように新しくという、遅くに引かれた線についてはどうしても電力の関係上後回しになるという状況が今回わかったといいますか、そういう可能性が大きいということがわかっているわけですから、その辺も含めてしっかりと北電のほうと調整をして、できるだけ差のないような形でしていかなければ、一部の今度の停電があったときにも多分今回おくれたところについては一番最初にやっぱり停電になる可能性が高いという部分がありますので、その地区の人も含めていろいろな連携もとりながらきっちりとしていかなければならないと思うのですが、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 北海道電力株式会社に確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第3 意見書案第7号

○議 長 日程第3、意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ読み上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるために、森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、

森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や道路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、さまざまな取り組みを進めてきました。今後人工林の資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化に向け施策の充実強化を図ることが必要です。したがって、国に対し、林業、木材産業の振興などを図るために森林整備事業等の財源を十分かつ安定的に確保し、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置の充実強化を求め、別紙意見書を安村議員、太田議員、高木議員、上田議員、村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第4 意見書案第8号

○議 長 次に、日程第4、意見書案第8号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、上田さん。

○5番上田議員 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照していただき、要点のみ申し上げます。

北海道教育委員会は、平成18年8月、新たな高校教育に関する指針を発表し、高校配置計画を進めた結果、道立高校38校が閉校となり、そのうち18校は地域唯一の高校の閉校で

した。また、北海道教育委員会は、平成30年3月、この指針にかわるこれからの高校づくりに関する指針を決定しました。この指針は、以前の基本方針をそのまま受け継いでいて、これにより高校統廃合が行われれば、実に93校が統廃合の対象となり、46%もの高校の存続が脅かされることとなります。小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目が行き届くなど地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに高校統廃合を進めた結果、高校のない地域では遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しております。地域別検討協議会の参加者からは、機械的に高校をなくさないでほしいという声が多方面から聞かれます。北海道の広域性を考えれば、1学年4から8学級を望ましい学級規模とすることは全く現実的ではありません。むしろ北海道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者、地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切です。今求められるのは、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障であります。北海道及び北海道教育委員会に対し、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的高等学校統廃合を行わないこと、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場からこれからの高校づくりに関する指針を見直すことを求め、別紙意見書を本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第8号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 意見書案第9号

○議 長 日程第5、意見書案第9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

さまざまな課題を抱えた子どもたちがふえる中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は平成23年度小1で、平成24年度は加配措置で小2の35人学級を実施いたしました。しかし、それ以後、小3以降の35人学級の前進は6年連続で見送られました。国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、定数増で教職員が子どもと向き合う時間がふえて学校が落ちついてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母、教職員、地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今後も確実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのため教職員定数改善を行うことが強く求められています。したがって、国に対して国の責任で小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てることを求め、別紙意見書を上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 意見書案第10号

○議 長 次に、日程第6、意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、高木さん。

○3番高木議員 意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって、平成19年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校が閉校となり、公立高校のない市町村は50へと増加しました。配置計画で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、また子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあらわれ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっています。道教委は3月、これからの高校づくりに関する指針を公表しました。この指針は、依然として望ましい学級規模を4から8学級とし再編整備を進めることを基本としており、地域の要望などを踏まえたものになっていません。旧指針の問題点を一切改めない指針によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、都市部への一極集中や地方の切り捨てにより地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。広大な北海道の事情にそぐわない新指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことを求めるため、別紙意見書を織田議員、上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決をされました。

この際、午前10時50分まで休憩といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 村政に関する一般質問

○議 長 日程第7、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入りますが、その前にことし4月に大分県中津市は大雨による土砂災害で6名の方がお亡くなりになりました。その後も各地で雨、風、台風による被害が発生しています。9月6日には、北海道胆振東部地震により41名の方がお亡くなりになりました。全道、全国各地の被害でお亡くなりになりました方々のご冥福を、哀悼の誠をささげますとともに、家屋、財産に多大なる被害を受けました多くの皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

このたびの胆振東部地震による被害状況は、今なお調査中ではありますが、北海道全域にブラックアウト現象による停電が発生し、更別においても発生時から翌朝には復旧しましたが、丸一日見舞われました。役場職員におかれましては、日夜を問わず住民の安全、安心のためにご苦労され、住民の皆さんにおかれましては心強く、安心されたかと思えます。また、北海道電力の計画停電とならないよう道内の電力供給不足による20%の節電は15日に終了しましたが、更別においても住民サービスに配慮しながら引き続き公共施設等の節電を実施くださいますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、小中一貫教育についての一般質問をさせていただきます。平成17年に中教審は、新しい義務教育を創造する答申において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿が示されました。これを受けて教育基本法の改正がされ、また学習指導要領も全面改正され、学校、団体間の連携を促進するための工夫が講じられたところでもあります。小学校と中学校の別々な学校制度のさまざまな限界を超えて、正式

な学校制度として9年間の義務教育を一貫として行う新たな学級の種類である義務教育学校の設置を可能とする学校教育法が平成28年4月1日に施行されたところでもあります。更別村においては、幼小中連携教育としてさまざまな工夫を講じられて実践され、大変高い評価をされておりますことは承知しております。ただ、今年度教育行政執行方針に新たに地域とともにある学校を目指すための仕組みのコミュニティ・スクールを平成31年度に導入に向けて準備委員会を設置し、検討していると思っておりますが、そこには教職員の働き方改革が色濃く見受けられますが、全ては子どもたちのためでもあります。更別村の子どもたちをどのように育てていくのか、学校と地域がパートナーとして、地域や保護者が学校運営に参画するとしたコミュニティ・スクールの導入の検討と同時に改めて設置者の考え方ですが、更別村の目指す子どもたちはどのような子どもたちであり、そのための小学校、中学校の義務教育9年間でどのように進めているのか、教育長の考え方を問うものであります。

1つ目に、コミュニティ・スクールの導入に更別村の目指す子どもたちはどのような子どもたちなのか、私は志と心豊かにとっております。生きる力と郷土愛を育む子どもたちと考えていますが、現在行われている連携した教育のその先に小中一貫教育があると考えますので、並行して小中一貫教育を取り組む考えはないのか、今検討しているコミュニティ・スクールの効果がより期待できるものと考えております。

次に、小学校、中学校の義務教育9年間の一貫を形成する学校として、学習指導や生活指導において小中教員が互いに協力し、責任を協力し、そして目的を達成するとした小中一貫教育は効果的としております。そこで、問うものですが、英語においては小学3年、4年から外国語活動、そして5、6年生は教科化による英語のコミュニケーション能力の一貫性や小学校3、4年生から始まると言われる算数のつまずきの解消など、さらなる学力の高まりを目指すためにも小中一貫教育は有効であると考えます。また、中1ギャップと言われる生活指導面においても必要と考えますが、現状の不登校、長期欠席の生徒数は何人いますか。

次に、更別村で育てた子どもたちの多くは村から離れて生活をしなければならない現状にあります。郷土愛を育む教育は、まさに教育長が言うふるさと教育ではないのかと理解しているところですが、そこで問います。義務教育の9年間を通し、ふるさと教育として小中一貫教育の特別教科を導入する機会と考えます。例としましては、食、農教育と器楽を弾ける情操教育を導入し、郷土を愛し、心豊かな教育となりますが、どうでしょうか。あわせて一貫教育とは直接結びつきませんが、ふるさと教育の実践教育として更別の秋祭りが平日に催されるときは通常授業を短縮して更別の子どもたちが参加し、大人たちと一緒にまち、人がつながり、思い出深い郷土愛を育む教育として最も有効であると考えますが、いかがでしょうか。

教育長は、このたび再任されました。改めて学校の設置者として、更別村の目指す子どもたちがどのような子どもたちなのか、ふるさと教育の目的は何なのか、郷土愛を育む教

育など全ては子どもたちのための改革でなければコミュニティ・スクールの導入の意味をなし得ません。小学校、中学校の義務教育の9年間の一貫を形成する学校のあり方、その具体的な実践教育として小中一貫教育について問うものであります。教育長の考えをお伺いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 村瀬議員ご質問のコミュニティ・スクールの導入の検討と並行して小中一貫教育の取り組みについてお答えを申し上げたいというふうに思います。

コミュニティ・スクールにつきましては、今年度の教育行政執行方針において平成31年度の導入に向けて準備を進めることとしており、本年度は学校関係者やPTA役員などで構成します準備委員会を立ち上げまして協議を行っているところでございます。

ご質問の1点目でございますが、コミュニティ・スクールの導入に当たり更別村の目指す子どもたちはということですが、本村では平成6年に制定いたしました更別村教育目標において、村民の皆さんが目指す村民像を更別村の大地をしっかりとふみしめ、生き生きと学び続け、豊かなあすの郷土をつくる人と定め、これを達成するため、4つの目標を、まず1つ目ですが、スポーツに親しみ、生気に満ちて、しなやかでたくましい心と体をきたえる人になろう、2つ目、物事を正しく見つめ、互いに助け合ってよりよい生活を築く人になろう、3つ目、自から学び続け、うるおいのある生活を創り、心豊かな人になろう、そして最後、郷土の豊かな自然、歴史、文化を知り、平和で活力に満ちた村をつくる人になろうということにしております。コミュニティ・スクールとは、予測困難な時代においても更別村の子どもたち一人一人が未来のつくり手となるために、生きる力を身につけ、ふるさと更別への誇りや愛情を持つため、家庭、地域、学校が連携して地域総がかりによって情報、課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりをすることでございます。コミュニティ・スクールの導入を契機に改めて更別村の目指す子どもたちの育成に努めてまいりたいというふうに思います。

また、並行して小中一貫教育を取り組む考えはないかについてですが、小学校から中学校への進学に対し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる中1ギャップと呼ばれる現象を解消し、円滑な進学を進めるためにも情報交換や交流などの小中連携の取り組みは本村においても実施しているところでございます。小中一貫教育につきましては、義務教育9年間全体を見通して学習指導などを行う制度ですが、この制度には2つありまして、まず1つ目には学校で9年間通う義務教育学校と別々の小学校と中学校が一貫した教育を行う小中一貫型小学校、中学校がございまして、初めの義務教育学校につきましては、現在の小中学校を統廃合するという問題がありまして、現状での設置は困難と考えております。また、次の小中一貫小学校、中学校については、9年間を通じた教育課程を編成して系統的な教育を目指すこととされておりますが、本村においては学習規律の統一や道徳の指導計画の接続など、小中一貫した取り組みや他で行われております一貫教育と同様な連携事業を進めており、来年度には小中3校の学校運営協議会の代表者から成る更別

村コミュニティ・スクール委員会を設置する構想もあることから、本委員会にて9年間を通じた教育課程の編成を協議できるものと考え、今後検討してまいりたいと考えております。

ご質問2点目の小学校の英語の教科化による英語のコミュニケーション能力の一貫性については、今年度は小学校5、6年生については教科化に伴う移行措置としての授業が行われておりまして、本村においてはこれにあわせて新たに英語に精通した指導助手を配置して効果的な授業を進めておりますが、この取り組みがスムーズに中学校に引き継がれるような体制を確立したいと考えております。

次に、小学校3、4年生から始まると言われます算数のつまずき解消やさらなる学力の高みを目指す取り組みにつきましても、道から規定に基づき配置される特別支援学級教員のほかに村独自で支援が必要な児童生徒に特別支援教育支援員を配置しております。また、学力向上については各学校において学力調査の分析を行い、授業改善に努めるとともに、個に応じた指導の充実を図り、授業に応じた子どもたちがついていけるよう配慮しているところでございます。

現在の不登校、長期欠席者ということですが、学校行事には参加できるものの、気持ち不安定で登校できなかつたり、あるいは不登校傾向にある者が小中学校合わせて2名おりまして、現在も粘り強く学校やスクールカウンセラーが子どもたちやその保護者と話し合いながら解決を図っているところでございます。

3点目の一貫教育の特別教育の導入についてですが、取り組みといたしましては子どもたちの成長段階に応じて農家さんや診療所ドクターなど地域の方々を招いての体験学習やふるさと教育を進め、教科以外の教育活動の充実を図っているところでございます。しかしながら、新学習指導要領の改訂によりまして、小学校の英語の教科化など学校現場では時数の確保に頭を悩ませている現状がありまして、新たな特別教科の導入については慎重に進めていかなければなりません。私は、コミュニティ・スクールの活動の一つでもあります学校の応援団の中で学校が手の回らない部分については地域が補う方法で検討していきたいと考えております。器楽の弾ける情操教育には当たらないかもしれませんが、さらべつかしわ太鼓少年の部においては小学校から中学校までの子どもたちが地域の方々の指導により27名が在籍し、郷土芸能を引き継ぐ活動をしている状況もでございます。

4点目の秋祭りの平日の開催の際の授業時間についてですが、全国のさまざまなお祭りを見てもふるさとのお祭りに多くの方が里帰りするなどして参加いたしまして、地域ににぎわいをもたらしている様子が見えられます。私も子どもたちが更別村のお祭りに楽しんで参加できる環境は必要と考えております。各小学校では、お祭りに配慮した時間割りを組んでいるところですが、学校を早く下校した子どもたちがお祭りを実感できたり、参加するなどして初めて思い出が残るものと考えておりますので、その点については教育委員会だけでなく地域の皆様もふるさと教育の推進にご理解とご協力を求めていると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そこで、コミュニティ・スクールの効果と継続性の視点から、小中一貫教育は有効であることと教育指導と生活指導の継続性の視点からも小中一貫教育が必要で、有効であるのではないかという、この2点の視点から再質問したいと思います。

更別村の目指す子どもたち、その役割の全てが学校教育は学校現場にあるというわけではございません。また、財政支援は行政だけでもということにもなりません。そこで、家庭や地域における教育の役割も重要性であるとして、平成20年度に更別村教育の日を制定しました。ここに「未来の子 みんなの絆で 輝く瞳」をスローガンに、「あたたかい家庭」、「生き活きた学校」、「のびのびした地域」としました。そして、年に1度地域の皆さんに子どもを持つ子も持たない子も子どもの教育の目標を3つ掲げていただくということで、教育の位置づけということで実施しましたが、これは1回きりでその後続いておりません。他方で地域社会における子どもの社会性、教育機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割の期待は多くなっているという現状もあります。そんな中であって、今般コミュニティ・スクールの導入を検討するとしていますが、教員の働き方改革の視点で教員だけが忙しいということではありません。地域の方がみんな忙しい状況にもあります。そして、教員も地域の社会人であり、住民の一人である自覚を持っていると思いますが、ここで村内の社会的活動に教員は実際かかわっているのか、また少年団活動の指導等にかかわっている先生とそうでない先生、村内従事者の教員と通いの先生、コミュニティ・スクールを進めるそのための地域というのは実際に教員という人は入っているのか。コミュニティ・スクールについては、高木議員が今議会で、その後一般質問するので詳しくは触れませんが、現在の協議会の構成では住民参画の期待が薄く、地域とともにある学校を目指していますが、効果と継続性について危惧するものがあります。コミュニティ・スクールは、小中学校と地域をつなぐ仕組みであり、小中学校一貫教育は小中学校の児童生徒間、教員間をつなぐ取り組みであります。いずれも児童生徒に多様な者がかかわる、そういうことを持たせたいという願いがある中で、地域の支援を小中学校で潰さない仕組みであると言えます。

そこで、再質問しますが、お答えのとおり小中一貫教育の形の2つ目の更別村における現実性は小中一貫型、小学校、中学校型が考えられてございます。そして、現状は一貫教育と同様な連携教育を進めているとしていますが、そしてまた来年度に3校から成る更別村コミュニティ・スクール委員会で9年間を通じた教育課程の編成を協議できるものとしていますが、一貫教育は連携教育の先にあるものと私は考えてございます。教育課程の編成や特別教科を入れるなど一貫性を持たせた体系的な教育カリキュラムであり、外国語によるコミュニケーション力の成果や小学校3、4年生時のつなぎとされる数学的な思考、判断力、表現力を育成するなど義務教育の9年間を一貫する学校の学習指導による一貫性が求められているもので、それを小学校、中学校の教員間の連携を図れることで、

児童生徒間のつなぎをなくす、学力の底力を目指すことということで私は理解しております。今村の独自の特別支援教育支援の配置は、つまずきの解消にはちょっと意味が違うのではないかと実は思っています。そこで、質問しますけれども、更別のコミュニティ・スクール委員会で9年間を通じた教育課程の編成を協議できるとしてはいますが、ここについてもう少し詳しく説明してください。ここは、本来教育委員会あるいは学校現場の課題であり、小中一貫教育の中で取り組む課題と私は考えてございます。その後に並行するか、あるいはコミュニティ・スクールの課題として捉えるのが、私は考えますけれども、いかがなものでしょうか。

2つ目に、中1ギャップにおけるものではないと思いますが、不登校傾向の児童生徒が2人いるというお答えです。このたび手厚くスクールカウンセラーは配置しましたけれども、小中一貫教育の中に位置づけされるとより効果があり、費用対効果が生まれるのではないかとこのように考えてございます。

3つ目ですけれども、義務教育の9年間の目標として英語の成果や、もし特別教科として器楽を弾ける情操教育を取り組まれるとすれば、更別村の総合文化祭、あるいは開村記念日に英語劇「ふるさと更別」と題した公演、器楽合奏の公演など、こんなことができるのではないかと。更別の子どもたちの成長を見ていただくといった機会になる、そのような考えはないでしょうか。

以上、再度質問いたします。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 今3点ご質問いただきまして、その前段で学校の先生方が地域に出ていっているのかというお話もございました。今当然少年団については学校の先生がかかわっていただいているところもありますが、上更別小学校につきましてはことし1日が土曜日ということもあって、村のそういうお祭りには学校が休みの日だったのですけれども、学校をそれぞれ開いて先生が一緒になってお祭りを子どもたちと一緒に楽しんだというようなことがございます。先生方できる範囲で子どもたちと一緒に地域にかかわっていて、そういうお祭りに参加している実態があるということをご理解させていただきました。

次に、つまずきの解消の関係で、先ほど言われました支援員との関係は特別支援員との関係でついている先生で、それはまたつまずきとは関係ないのではないかとこのお話でしたが、学校はその件もあるのですが、学習についていけないような子どもを見かけた場合には、休み時間を利用してですとか、あるいは放課後に特別授業を実施して子どもたちの指導に当たっている現状もございます。そういうことで先生方は、子どもたちがつまずきがないように、あるいは中1ギャップという現象が起きないように小学校、中学校の先生連携しながら進めている現状があるということをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、9年間を通じた教育の実践なのですけれども、ただいまお話しいただきました村の総合文化祭にも参加できるのではないかとこのお話もございました。昨年村の総合

文化祭については、休日開催ということになって、子どもたちの参加がなくなってしまいましたけれども、できる幼稚園とか、そういう部分については何とか参加いただいたところであります。ただ、学校については一度学校を開いて子どもたちを集めて先生方が引率していくという関係もあって、なかなかその辺の調整がつかないということで、去年は参加できなかったという現状があります。これは、学校ができないのであれば、私は来年度から進めていきますコミュニティ・スクールの中で学校が要するになかなか手に負えない部分については地域がかわりになって進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

あと、もう一点の質問でありますコミュニティ・スクールで9年間を見通した学習課程の教育ができるのかというお話もございました。この件につきましては、教育課程につきましてはまず一番最初に学校の経営方針を明確にしていくということが求められております。コミュニティ・スクールにつきましては、この学校運営の基本方針を承認するという作業があります。これが、まず9年間を見通した教育課程を編成する中で最初に協議していく部分になる。その部分についてコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会がかかわれるというような分野になりますので、これを足がかりにして9年間を見通した学習課程の検討協議については可能なものだというふうに私は考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 さらなる詳しく現状を説明していただきまして、理解しているところでございます。

ただ、学校ができなければそれをコミュニティ・スクールがかわって進めるということは、ここが非常に私は問題でないかというふうに実は思っているものですから、あえて学校現場の取り組みとしての一貫教育が先にあるべきでないかという趣旨が実はございます。先ほど申しましたように、9年間については教育課程の経営方針を、それをコミュニティ・スクールで承認するとしていきますから、その前に小中一貫教育的な発想がまずありきでないでしょうかということをしていますので、これはちょっと次の質問にあるか、重複するかわかりませんが、3つ目の質問を用意していますので、そこを説明させてもらいますけれども、更別村の目指す子どもたちの教育目標にある具体的な学校の教育として何があるかということと将来あるべき姿の義務教育の考え方について問うものですが、教育関係とはちょっと違いますけれども、私が議員になっていろいろ質問している中で、更別村の福祉の向上を図るための基本となる地域福祉計画の策定をつくってくださいとか、村づくりは総合推進型の協働の社会を目指すためにまちづくり基本条例の制定をしたらよいですかというふうな質問をしました。ここで重要なことは、どれも村が率先して計画を示すというような内容でございます。そのお答えは、地域福祉計画は現在の個別計画で網羅されているから、今の内容で重複する部分があるので、新たな計画を立てることは考えていない。村づくり基本条例につきましては、画一的な仕組みをつくるよりは日々の村民

と情報交換、意見交換により課題解決をすることがよくて、その機運が住民が高まってからというようなことで先送りや取り上げられませんでした。ところが、今教育行政では学校運営協議会や教育費の制定、あるいはこども夢基金がある中で、どのような課題と問題があって教育委員会から子どもたちの豊かな成長を学校、保護者、地域と一緒に協働として進める仕組みのコミュニティ・スクールを導入を進めている。これでは、協働、共生社会、住民の機運というところだけを切り取っていくと、非常に私は行政を進めるという意味では本庁と教育委員会に危惧しております。要するに相手に何か求めるときはつくるけれども、村が率先してやろうとすることは今で十分ですよといったような中身については、私は非常に不満を持っております。改めまして、更別村の目指す子どもたちは更別村教育目標の4項目であると。その実現を目指すとしていますが、コミュニティ・スクールの導入を契機として改めて更別村の目指す子どもたちの育成に努めるというお答えですが、では学校教育としてはどうするのかということなのです、まず初めに。コミュニティ・スクールを行う前に学校教育としてはどういうことかということでございます。要するに小中一貫教育の導入の意向調査では、全国で広まりつつありますし、取り組んできた学校では成果が認められるという結果や導入していない市町村のおよそ半分は検討に関心があるとしています。積極的に取り組む機運も高まってきておりますが、そこで進めたほうが間違いなくよいのだろうということで、このところでそもそも制度の問題なのか、現状の教育委員会の課題整理がそもそもないのかということについてはちょっとお答えをいたしませんので、1つ目に更別村の目指す子どもたちは更別村の教育目標を掲げています4項目、それぞれありますよね。それを学校現場としてどのように取り組んでいるかということについてまずお答えください。

2つ目に、教育基本目標を目指す教育がコミュニティ・スクールの導入を契機に改めて努めたいとするお答えは、またこれもどういうことなのか。要するにコミュニティ・スクールの委員会の中でやってもらうというようなことではなくて、一体コミュニティ・スクールと学校現場との違い、そしてその中でどこの部分をここにお願ひするかということをもう少しわかりやすく説明してください。

それと、教育の基本目標は、私はちょっと見る限りでは学校教育というよりもむしろ特別教科や社会的教育の要素が実は強いと思っています。それで、今私質問したことがちょっとうまく答えられるかどうかわかりませんが、そういう意味でふるさと教育は特別教科の導入も慎重にしなければならないというお答えかと思いますが、コミュニティ・スクールの中で補う方法を検討するというのもまたこれさきに戻りますが、できないからコミュニティ・スクールでやってもらうということになっているのか。いずれにしても、いろいろ私が学校現場での問題提起ということで質問しているということについては、今教育委員会では特別な課題も問題もないのだよと。ただ、もしあるというときには、それはコミュニティ・スクール委員会で検討するというお答えには聞こえますけれども、それがそういうことなのかどうかというのはちょっと明確にお答えを願ひしたいと思います。

それと、少しこれ先の話となりますけれども、もし今後小中学校の校舎が老朽化します。建てかえる時期がいつか来るかもしれません。そういったときの計画性の問題のときですが、まさにこのときに義務教育学校とした一貫教育について、学校長は1人、修学年限9年の学年段階の区切りなどを正面から議論できる新たな学校の設置を目指すなど、このことについて検討する値があるかどうかについても伺いたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 まず、1点目の更別村の教育目標に対して学校はどのような取り組みをしているかというお話でございます。

当然毎月1回各学校の校長、園長を集めた会議は開催されております。あるいは、毎年の村の教育執行方針の発表させていただいた後も各校長さんに対しまして教育目標の達成に対しましていろいろな取り組みをしてもらえるようお願いはさせていただいております。各学校は、それにあわせて各学校の経営方針を作成いたしまして、それに基づき子どもたちの教育に取り組んでいるところでございます。いずれにしましても、本村の教育目標をもとに各学校は各学校の経営方針を策定して進めている状況があることをまず報告させていただきます。

続きまして、コミュニティ・スクールのあり方についてのご質問だというふうには私解釈したのですが、コミュニティ・スクールにつきましては当然先ほどの働き方改革なんかのお話もございました。学校がやりたくてもやれない部分、そして地域がいろいろな意見を言おうと思っても言える部分なかったところをこのコミュニティ・スクールの中で何とか集約していきたいなというふうな考えがあります。当然先ほどもお話しいたしました新学習指導要領の中で新たな教科が入ってきて、学校とすれば学習のこま数をとるのは非常に困難な状況になってきております。それを先生方がまずきちんと整理した中で、この部分については地域の方にお願いできたらなという部分があれば、当然それは地域の中で協力して地域に開かれた学校ということで進めていきたいなという思いがあります。

次に、社会教育と、それからコミュニティ・スクールにかかわるお話なのかなというふうに思いますけれども、社会教育につきましては地域の方の自主性の中で進めていって、教育委員会が支援をするというような形で現在も進んでおりますけれども、その中で社会教育の中の学校教育にかかわる部分につきましては、教育委員会としては当然支援していかなければならないのかなというふうに思っております。その中で地域の方がどのようにすれば学校にかかわっていただけるのかと。私は余りわかっている方というか、理解できない方も多いのかなと思いますので、そういう部分の教育委員会としてのコーディネータ的な役割も当然していかなければならないのかなというふうに考えております。

最後になりますけれども、小中学校、中学校ですね。老朽化に伴う建てかえに関するお話でございますけれども、先ほどお話しした中で義務教育学校という、そういう取り組みがあります。9年間を同じ学校で過ごす制度であります。その中心にある中学校が今回建てかえになるということもありまして、今回の建てかえについてはその部分についても協

議していかなければならないのかなというふうには思っておりました。私とすれば、これから協議の中でいろいろ意見が出されると思いますけれども、やはり地域の活性化を図る。例えば上更別地域におければ上更別地域、小学校が核となつていろいろな事業展開をしておりますけれども、その辺の重要性は見逃せないのかなとも思っております。そういう意味も含めて今後中学校の建てかえに際しましては、ただいま議員の質問にあつた内容に基づいた部分については協議していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

(「お答えの中で1つだけ確認させてください」の声あり)

○議 長 確認ですか。そうしたら、議長判断で最後で1点だけ。

○6番村瀬議員 学校における当面の問題、課題についてももう少し具体的にお示してください。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 学校の問題、課題という部分について改めてここ最近聞き取りはしておりませんが、いろいろ学校を訪問した中で聞く中では、やはり現在学校に来ていない子に対する対応について、スクールカウンセラーの方ですとか、あるいは学校の先生が一生懸命になって保護者の方と協議したりというような対応をしているというような問題もございます。あとの問題ということになれば、やはり私がふるさと教育ということで学校に本当お願いしているところがあります。あわせて小中一貫ということでお願いする部分もあります。そのふるさと教育の中で、当然地域の方をお願いして歩かなければならない部分があるのですけれども、そういう部分について学校としては個別にお願いして回るものですが、その辺の調整が非常に大変だというお話も聞いております。ほかの課題、問題につきましては、さまざまあると思うのですけれども、ちょっと事前に調べてきておりませんでしたので、私が今知っている限りではそのような状況かなというふうに思います。

以上です。

○議 長 では、村瀬さんの質問を終わらせていただきます。

○6番村瀬議員 以上で質問を終わりますけれども、教育長、課題とか、そういうものは明確にまず示していただいた中で、それを解決するための何か提案でなければ、何となくお話はして、何となく私も終わらなければならないという状況になりますので、やはり具体的な問題、課題は示していただく機会を得たいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議 長 引き続き村政に関する一般質問を続けます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきたいというふうに思います。

前段議員にもありましたように、重複いたしますが、9月6日早朝に発生いたしました

胆振東部地震において41名のとうとい命が奪われ、衷心よりお悔やみ、ご冥福を申し上げますとともに、いまだ避難されている地域の方々の一日も早い復旧をお祈りするところでございます。

北海道は、他都府県よりも比較的災害が少ないとされていましたが、近年のたび重なる台風の上陸、今般の地震災害からも恒常的に発生するものと捉え、あらゆる災害から住民をどう守っていくのか、更別村としても例外ではなく、しっかり予防対策を図る必要性があると強く感じているところでございます。

今般の質問は、更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略における対策での成果並びに進捗状況について、ここでしっかり村の活性化対策事業として、計画実施実現の検証が必要であると考えております。地域創生総合戦略原則で、結果重視を掲げ、政策効率を客観的指標により検証、必要に応じて改善を行うとしておりますが、更別村の強みと弱みが共存する中で本創生戦略が策定され、今が政策対策を図る絶好のチャンスだというふうにつえ、それらをもとにご質問をさせていただきます。

更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定から3年半を経過いたしました。残すところ1年弱となり、それぞれの課題解決に向けた目標達成進捗が気になるところでございます。本戦略は、国が地方創生戦略として示した政策5原則を柱とし、市町村がみずから知恵を絞った政策立案に対し、新型交付税支援制度を積極的に活用できる仕組みであり、年々地方交付税が減少する中、まさに地方創生活活性化に対する行政手腕が試される政策と言え、地域再生を目指す絶好の機会であると捉えることができると思います。村創生総合戦略において基本目標において優先すべき課題事項の整理とともに、土台となるべき大枠をしっかりと構築し、これからの村づくりの形を示すことも重要施策の一つと考えます。まして第6期更別村総合計画との関連性もあることから、創生総合戦略で見据えた諸対策のあり方が問われるものと考えます。村の政策戦略の本質は人口減少抑制対策であり、まさしく全国市町村が抱える最大共通課題であります。村創生総合戦略でまち・ひと・しごとの基本構想実現への成果が問われる現状を踏まえ、そのための特別交付税措置も担保され、戦略における対策について一定の成果に向けた形が見えてくるはずですが、本戦略をもつての平成30年度執行推進経過を見ますと、何か進めるべき創生戦略に違和感を感じております。第6期更別村総合計画、住みたい、住み続けたいまちをスローガンと連動させるならば、村民の豊かさと安心が根底になれば計画達成の道筋は厳しいと思います。まち・ひと・しごと戦略に対する村長の考え方につきご質問させていただきます。

1点目でございますけれども、人口減少抑制のための諸施策が提唱されています。その計画に対する現状について、課題も含めた中でご説明をいただきたいと思っております。

2点目でございます。雇用創出の取り組みについての現状実態と実績並びに新たな特産品開発の仕組みづくりと販路拡大の諸対策についての現状をご説明いただきたいというふうに思っております。

3点目でございますけれども、地方創生戦略は住民との一体性に基つき、その地域のあ

るべき姿を考え、対策を講ずることが最大の期待感だというふうに思っております。地域の連携、協力体制についての村長の所見についての見解もお願い申し上げたいと思います。

以上、3点についてご回答願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略から期待される施策についてのご質問にお答えをいたします。

更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨は、議員ご指摘のとおり人口減少と地域経済縮小の克服であります。人口の減少を抑制し、地方創生を実現するために東京一極集中を是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する、地域の特性に即して地域課題を解決する、これらの考え方を基本としつつ、地方に必要なまち・ひと・しごとの創生を確立すべく総合戦略を策定いたしました。国が示す政策5原則、地方の自立につながるための自立性、地方が先を見越して主体的に取り組むことを国が支援する将来性、地域の客観的なデータに基づく施策を重視する地域性、住民の皆さん、そして産官学金労の英知を結集し、成果を上げようという直接性、さらに具体的な数値目標の設定による効果を検証する結果重視の5原則に基づき、本村においては平成27年10月に策定したところでございます。総合戦略は、4つの分野において5つの施策を掲げ、それぞれの目標に沿った取り組みを進めるとともに、これまで4回の改定を行い、地方創生に関する各種事業の採択を受け、目標の達成に近づけるべく取り組んでまいりました。

ご質問の1点目の総合戦略の現状についてですけれども、現在掲載している施策は46項目であります。そのうち80%となる37の事業については、平成29年度末までに実施済み、あるいは実施中により30年度も継続して取り組んでいる事業となっております。また、本年度から新たに取り組んでいる事業といたしましては、子育て世代包括支援センターの開設、更別版ハローワークの設置など5つの事業であります。残る4つの事業は検討中ではありますが、今後の事業化と効果的な実施に向けて引き続き検討してまいりたいと考えております。

重要業績評価指標、K P Iの達成状況につきましては、4分野の中から17項目の施策についてK P Iを設定しており、そのうち途中経過ではありますが、7項目につきましては目標数値に到達しているという状況であります。総合戦略の策定後に新たに取り組みを進めている事業につきましても、おおむね順調に推移をしております、その中でも新たな事業の支援や就業者の確保、人の流れの創出、子育て世帯への支援策などにおいて一定の効果があつたものと考えております。残る項目や数値目標につきましても残された時間が少なくなっておりますが、達成に向けて引き続き努力をしまいる所存であります。

一方、課題といたしましては、人口減少の抑制に十分な歯どめがかかっていないことあります。総合戦略の基本目標2の中で掲げております5年間で転入者数を80人増加、転出者数を50人減少とする数値目標については、率直なところ達成が厳しい状況となっております。これらにつきましては、十勝さらべつ熱中小学校事業の実施による生徒の活発な

活動、地域創造複合施設の整備に伴う関係人口の増加、あるいはさらべつカントリーパークの再整備など、ここ数年の大型事業やイベントの周知等による交流人口、関係人口といった新たな人の流れが生まれています。そのような流れを定着させるとともに、移住、定住関連施策との効果的な連携など、人口の社会増につながるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

また、第6期総合計画で掲げておりますテーマ、住みたい、住み続けたいまちを実現すべく、子育て支援や生活環境の整備充実に取り組んでおり、安心して住み続けられるまちづくりに資する施策を充実させるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の雇用の創出と特産品開発並びに販路拡大に関する取り組みについてであります。雇用の創出につきましては、昨年度ふるさと創生基金事業の活用により、2つの事業所が開設するとともに、今年度も1事業所が基金事業の助成金を活用して開設をされました。4月には障害者の就労支援事業所も設立されております。企業誘致の取り組み等では、地域創造複合施設において2つの事業所がサテライトオフィスに入居するなど、新たな就業の場が創設してきております。村といたしましてもこのような取り組みや意欲のある方に対して引き続き支援してまいりたいと考えております。また、新たな雇用の創出とは異なりますけれども、新規雇用におきましても地元雇用促進事業の活用により、平成27年度から3年間で26名の新採用があり、雇用の維持が図られているところであります。新たな特産品開発につきましては、平成28年度に地方創生加速化交付金事業によりさらべつ農業高校とエア・ウォーターの特産品共同開発事業を行いました。本村の生産物を原料として特産品を開発する過程は、生徒には貴重な学びとなるものであり、エア・ウォーターの開発担当者がアドバイスと施策を重ねて商品開発に取り組んでおります。28年度は3種類のスープを約4,000パック生産、29年度にはレトルトカレーを開発し、同じく4,000パック販売しております。カレーにつきましては、大手スーパーとの連携により販路拡大につなげるとともに、好評につきましてさらに4,000パックを追加生産しております。また、十勝さらべつ熱中小学校においても生徒の部活動による特産品開発に取り組んでおります。こちらについては、自主的な研究による商品販売であり、本村のPRに結びつくものでありますけれども、大量生産、販売には至っておらず、今後の課題と考えて捉えております。

続いて、3点目に地方創生にかかわる地域の連携、協力体制についての見解であります。総合戦略の策定に当たりましては、多くの住民の皆さんや各事業所からのアンケート、あるいは役場内においても各分野の職員から幅広く意見を聞く中で施策をまとめてまいりました。また、今年度からの取り組みとなります更別ブランディング事業、あるいはCCRC、更別版生涯活躍のまち基本構想策定事業につきましても関係機関、団体の皆さん、農協、商工会、各学校などこれまで村づくりに深くかかわっていただいた方にご参加をいただき、ご意見をいただきながら進めているところであります。まちづくりに関しての将来のあるべき姿を共有し、みずからも行動することにより、将来の地域活動を担う人材も育まれるものと考えており、今後もしもご意見を聞き、そしてともに汗を流し、実りのある取り

組みとし、次世代に引き継がれるよう、そのような機会をふやしてまいりたいと考えております。いずれにしましても、総合戦略の残された期間を改めて認識、自覚するとともに、これからの取り組みが効果的なものとなるよう今後も事業に意欲的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今の3点についてのご回答をいただきましたけれども、まず1点目にもう一度振り返りますけれども、人口減少抑制のための対策でございます。今ご説明いただきました。回答いただきました。計画においては、80人の転入者の増、転出者は50名の減少という目標数値を掲げてございます。私が知りたいのは、この実態としてどうなのだということが一番の課題でないかというふうに思います。そこが達成できないという、達成いまだにできていないという、ある程度目標値に近づいていないということの原因、要因についてもう一度村長と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

2点目でございますけれども、雇用の創出については基本的には雇用創出5年間で20名、就農者5年で20名、それと新規雇用5年で10名ということで計画を立ててございます。確かに人数のカウントの仕方の差異もあるのでしょうかけれども、私としては新規雇用云々という理論から見ると、どうも農業後継者が入っているかどうかは別にいたしまして、当然その部分は雇用拡大という部分を地域創生という分から見ると、新たな施策を打つという意味からしても、やはり新たな雇用、外部雇用がどうあったのかということが問われているのではないかなというふうに私は解釈してございます。その点について実態的にどうなっているのか、数字がわかれば示していただき、再度協議させていただきたいというふうに思います。

今ご説明いただきました特産品の開発の関係、エア・ウォーターと更別農業高等学校がタイアップをしてということで、新たな特産品の開発ということで真摯に取り組んでいるという部分も含めて、実績も含めてご説明いただきました。私は、それはそれなりに地元銀行のバックアップもあってということで、あらゆる面からのバックアップがあっというんな分の開発につながっているというのは、これは高く評価をさせていただきたいというふうには思いますが、ただしその枠が、ではこの5年間でやろうとしている枠がどこまで拡大しているのかということ、もう3年半ずっと同じような形でできているのではないかと、地域特産品の開発に向かう姿勢としてこれが本当に望ましい姿なのかということを一度問わせていただきたいというふうに思っております。

次に、3点目の地方創生戦略の住民の参画型でございます。非常に計画は立てやすいが、実施するのは極めて難しい、困難だという時代に入ってまいりました。自主的に村民、住民参画だといいいながらも、生活を守り、子育てもして家庭も守りながら、やはり住民参画をどのような形で進めていくかというのは極めてこれ重要であり、また困難な政策でございます。対外的に以前から村長がいろんな面で新聞報道も含めて、報道機関も含めて発表

しておりますけれども、いろんな部分の対策、観光型の事業だとか、あるいは滞在型観光の補助金だとか、いろんな部分のその他の事業の補助金をもって更別村をPRしようとしているでしょうけれども、実質は内から秘めた形のもの村民がこの更別村に住んでどう感じて、どう幸せを享受しているのかということが、これがあれば多大なPR費用をかけなくてもある程度やはり外部の人たちの認識も含めてそれは賛同され、あるいは共感されて更別村というものに目を向けてくれるのではないかなというふうに思っています。そういう意味からも、大変漠然とした質問になっておりますけれども、地域創生の本質論は地域の、やっぱり地域が、住んでいる人たちがどう活性化を図り、どう前進していくかということが根底にあって交付税が交付されるのだということの認識の中で私は考えておりますので、それらについての算定について再度ご回答いただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今何点かにわたって安村議員さんご質問ありましたので、お答えしたいと思います。

まず、人口減少問題です。これ率直に申し上げまして、平成27年の国勢調査人口は3,185名でありました。平成32年度の次期国勢調査に入るときには、3,000名を割り込む危険域に入っているものと、私は危機的な状況であるというふうに認識をしております。ですから、今回数値目標としてはKPIでさまざまな形で人口減少の部分もありましたのですけれども、雇用をとって、就労者数の部分も含めまして、これ夢大地にもご意見を、今成果と課題をしっかりと、ちょっと前後して申しわけなかったのですけれども、本当は議会の皆様に先にお示しをできればというふうに思っていたのですけれども、その部分をしっかりと具体的に検証するというので、その部分を見て、計画変更も視野に入れた事業の見直しもやっぱりここはきちんと総括をしてやっていくというのが本来の我々のとるべき姿ではないかというふうなことを考えております。今本当に目標設定をしましたけれども、その目標設定に見合う部分でどこが弱点として残っているのかというようなところが施策の足りない部分、そこはしっかりとやっぱり改めて、部分について今後厳しく問われてくるものと考えておりますし、今ご指摘のありました点、人口減少の抑制は難しいことを念頭に置きながら、戦略に位置づけた内容、事業対応含めましてしっかりと再検討、あるいは部分も含めて検討していくということをお答えしたいというふうに思います。

2つ目の雇用ですけれども、雇用の拡大等々につきましてはいろんな形で実際に更別農業高校の卒業生の皆さんが村内に就職していただくとか、新規に村外から新たに家族ぐるみで企業に、事業所に入らせていただいているというところもあります。詳しい数字は申し上げられませんが、また新たに一昨日ですけれども、今年度日本政策金融公庫と包括連携協定を締結しまして、創業に意欲のある方々が村で起業したり、いろんな形ができるように政策金融公庫の主催による創業塾を開催しております。申し込みが12名、村内の方2名ということで、9月15日から13日の間5回開催されております。商工会も講師の方

を派遣していただくということで協力をお願いしながら、この部分で雇用の創出、実際に大きな企業誘致ということはできないとは思いますが、その部分やっぱりいろんな部分で取り組みを進めていきたいというようなことを考えております。

続いて、特産品の部分ですけれども、村では特産品開発チャレンジ事業の活用ということで、民間でありますけれども、平成27年にはスモモのチーズケーキ、スモモサイダー、平成28年度にはタマネギドレッシングの販売の計3件、平成30年にはパン舎のドライフルーツ、今研究中でありますけれども、それがなされております。そういう形でふるさと納税サイトの利用とか、特産品の返礼の拡充による寄附金の確保とか、いろんな部分で平成27年度には56万円、平成29年度には792万円という成果が残っております。更別農業高校と地元企業の連携による特産品開発については、先ほど申し上げましたけれども、今年度につきましてはキーマカレーということで新たに開発をしております。また、さらべつ熱中小学校の特産品開発部では、平成29年には1件ということで、コロールという種類のジャガイモ、これを販売をしております。22万円ということであります。他にグラノーラ部ということでグラノーラの販売、透明パズル、十勝色のクレヨン、まだ広く一般販売となっておりますけれども、収益には結びついておりませんが、そういう形で行っております。そういう部分でいろんな創業支援あるいは特産品開発チャレンジ事業ということで、積極的な創業支援と特産品の開発、民間事業者の支援を行ってきているところであります。引き続き意欲ある事業者へ支援し、あるいは創業の意欲のある方々についてしっかりと支援を行っていききたいというようなことを考えております。

最後になりましたけれども、住民の参画ということはもちろん安村議員ご指摘のそのとおりであります。住民の皆さんのニーズあるいは思いをどう進めていくのか、地方創生は地方からということをおっしゃっておりますけれども、やはりその部分ではしっかりと意見を吸い上げて、それを施策に反映する、あるいは今後の行政に取り組むべき姿の第一の基本に据えていかなければならないというふうに考えております。今ブランディングプランとかC CRCの事業を展開しておりますけれども、しっかりと各住民の代表、農業関係者等と参加していただいて、ワーキングショップ等を開催するなど、そういうような形で多くの住民の皆さんの参画のもと、そういうブランド事業が推進できるように推進しているところであります。ご指摘のとおり、地方創生の根幹の部分、理念の部分をしっかり地域の活性化、そして本村に至っては豊かで持続可能な村を今後次世代にどう引き継いでいくのかということを含めて考えますと、何度もお話をしていますけれども、今行動しなければ私は本当に20年、30年後の村はあり得ないというふうに考えておりますので、その部分をいろんな形でいろんな取り組みをしておりますけれども、やはり今行動し、そして前に一歩一歩進めていくということで、なおかつ住民の皆さんの参画を得ながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 1番、安村さん。

安村議員、最後の質問なので、質問残しのないようにお願いします。

○1番安村議員 わかりました。

それでは、最後になりますけれども、今村長がそれぞれの目標数値についてのご説明いただきましたけれども、私は冒頭でこの地域創生総合戦略に対しては取り進めの今の現状について違和感があるというふうにあえて申し上げました。といいますのは、村長は確かに今熱中小学校の開校だとか、滞在型観光の補助事業の関係、あるいは更別村グランファームツーリズム推進協議会の立ち上げなど対外的な観光に対する思いは強いというふうには感じているのですけれども、そこはそこの評価として、やっぱり住民参画あるいは住民がどう捉えているのかという部分が僕は置き去りにされている、ないがしろにされているのではないかという、はっきり言って非常に危機感を持っております。あるいは、定住の促進に対する捉え方も含めて、確かにそれなりのふるさと創生資金等を用いた中の事業展開でそれを希望する者についての公に公募しているという言い方をしますけれども、それはそれとしてやはり村のあるべき姿という部分がそこは明確に示していないからそうなっているのではないかと。人口がふえる、ふえないという前提で、村づくりの根底がきちっとやはり整理できていないから、皆さんが、住民が右往左往する。あるいは、対外的に見て具体的に更別村って何やりたいのですかというのがなかなか見えてこない。最終的には、申しわけないですけれども、今の現状の状況を総括するならばやっぱり観光に特化しているような形の施策しか、どうも見えてこない。私は思っているのです。違ったら違ったらで言ってください。

それで、私が言いたいのは、これはなぜそういう形になっているかという、僕は更別村のあるべき長所、短所、冒頭で申し上げましたけれども、やっぱりいいところ、悪いところがあると思うのです。この創生計画の戦略の中では、やっぱり達成しなければならないと、改善しなければならない部分を目標として出しているはずですが、その裏づけがなければだめだと思うのです。その裏づけ何かというと、根本的に基本的なことはやっぱり更別村がコンパクトシティとしての青写真をきちっと描いていないということです。定住しなさい、促進しますよ、もう分譲住宅何軒もありませんよ、来てください、来てください、選択肢ありません、雇用促進ですよ、ホームページに開いていますよ。今村中心の募集要項が4件出ていますよね、ハローワーク。結局雇用促進だといっているんな施策を打っているけれども、それに対するフォローアップができていないから、私はやっぱり今すごく苦勞していると思うのです。ここが私たちの議会も含めて、村政の執行も含めてきちっとスクラム組んでやっていかないと、これ3,200人が3,000人切るよ、単純に逆に100人、200人減るよと言っていますけれども、前回の国勢調査でもう200人減っているのです、現実的に。それで、5年間ではなおかつまた200人減るということは、これだけの施策を打ってもなおかつ200人減るということ自体が最大の課題であって、それを何とかしなければだめなのです。他町村もそうだから、うちも仕方ないのではだめなのです。それらも含めてもっと最後ですけれども、村長の強い思いと、私は更別村のコンパクトシティというの

を青写真、シナリオを村民内、対外的にフォローアップするために落として、そして更別村はこう向かうのだというものを具体的でなくて概略としてきちっとやっぱり戦略として示してほしいと思っているのですけれども、その点のご意見をいただきたいと思ひますし、それによつてのまた対策も考えていきたいと思ひていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご指摘、本当に深くあれなのですけれども、まず村づくりの部分で、私は基幹産業農業でありますので、農業の基盤整備とか、商工業の振興とか、一番力を入れてきたのは、後でブランディングとか、CCRCとか、障害者支援とか、いろんなことはありますけれども、その部分は村に欠けている部分もありましたから、今そこら辺で積極的に取り組んでおりますけれども、やっぱり根幹は生活しやすい環境をいかにこの村でつくっていくかです。豊かで安心して住みやすい更別村をいかに持続、継続していくかというところはやっぱり最大のところです。その部分についてやっぱり基幹産業の農業をしっかりと守っていく。そして、商工業の振興をする。そして、市街地の活性化を含めて、そして根幹は医療、福祉です。そして、子育てです。子どもたちを育てる環境、これが整わなければやっぱりそれぞれ担い手が減少していくわけです。そういう点では、私はそこに特化をしているわけではなくて、その部分をしっかりとやりながら、応援課とかも設置をしまして、いろんな子育ての支援とか、いろんなしやすい環境の充実に努めてきました。そこは、やっぱりしっかりとやらなければだめだということです。その土台の上に立って、いわゆる今リラクタウン構想で欠けている部分とか、障害者支援とか、障害者福祉の部分欠けている部分、それとか今までいろんな観光地とか、観光地とは言えないかもしれないかもしれませんが、いろんな部分がやっぱり点として存在して、やっと線までになってきた。これを人の流れとしての動きをつくって、やっぱり中心街を活性化させることです。それが人口増につながっていくということです。全ての施策を今こっちをやってからこっちをというのではなくて、私は総合戦略もなるべくというのですか、やはりきちんと第6期の総合計画にあわせてその部分はいろいろ分析し、意見も聞きながら策定してきた経過もありますけれども、そこを1つずつしっかりと上に積み上げていくということです。そういうところはしっかりと考えていかなければいけない。その延長線上に、安村議員さんご指摘のあったコンパクトシティという考え方も含めて、今後それは考えていかなければいけませんし、そういうものを展望するのであれば、いわゆる行政機構の改革とか、今行革の検討委員会を設置して進めておりますけれども、そういう部分含めて人口の適正な部分とか、あるいは移住、定住も含めてあらゆることを全ての段階で人口減少とか、持続可能、そして豊かに安心して暮らせるという、そういう目標に向かって同時に進めない、これは無理だというふうに考えています。そういう点では、やはりしっかりと村民の皆様の理解を得ながらやっていかなければいけないと思ひますし、参画も得ながらやっていく必要があると思ひます。私は、そういう点では本当に危機感を持っていますし、その部分

で今子育てとか、いろんなことを仕掛けていますけれども、一定歯どめにはなっていますけれども、やっぱりこの部分では完結していないというふうに考えています。これは、総合計画で立てた施策が絵に描いた餅にならないように一つ一つしっかりやっていくということです。それをここにいる課長も含めて職員一丸となって自覚と責任を持って施策を前進させる以外にこの村を継続させる道はありません。そういった意味におきましては、安村議員さんご指摘の部分も含めましてしっかりと責任を持って、自覚を持って行政運営に当たっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○1番安村議員 それでは、質問を終わらせていただきたいと思いますが、最後に第6期総合計画に示しました「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」という表題があります。本当に苦難の道多いかもしれませんが、やはりここは踏ん張りどきですので、ぜひとも実現に向けてというよりも、目標を立てたわけですから、目標達成という強い信念で取り組んでいただきたいことをお願いというよりも要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は議事の都合によって延長します。よろしいですね。

(異議なしの声あり)

○議 長 この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 村政に関する一般質問(続行)

○議 長 村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告書に従い、一般質問させていただきます。

質問は、更別市街地における住宅団地の造成と定住化促進住宅の整備など移住、定住対策の推進についてであります。この件に関しては、以前にも市街地や郊外型の団地造成と定住化促進住宅の必要性で大規模な魅力ある団地造成の考えと新たな定住化促進住宅の建設について質問をしたところであり、そのときの村長の答弁では、団地造成については市街地の村有地を活用した小規模の分譲を行っていききたい、また定住化促進住宅の建設については2戸ある現施設を可能な限り利用し、定住に結びつく制度の検討を進めたいと

ということでの回答でありました。本村の住民基本台帳の人口は、ことしの3月31日現在で3,213名、5年前の平成25年と比較すると186人の減、これは毎年換算すると約40名減っていることになるわけでありまして。このままだと3,000人を割るのも時間の問題で、何としても人口減少に歯どめをかけなければならないというふうに思うわけでありまして、この対策が必要だと思っているところであります。

本村には、子育てのための認定こども園、保育所や幼稚園も設置されているほか、大型農業を中心とした経済活動や医療、福祉、介護なども充実されております。位置的にも空港から15分、飛行機を利用すると都心まで2時間というふうになってございます。帯広までは車で30分という立地条件にも恵まれているなど、環境的にも非常に可能性のある地域だと私は思っているところであります。住宅団地の造成や多くの人に更別を知ってもらうための定住化促進住宅の整備は、第6期総合計画のテーマでもある住みたい、住み続けたいまちを着実に推進するためにも必要なことだと考えていることから、次の点について質問したいと思います。

まず、1点目であります。一昨年整備した緑町団地の5戸分がことし完売となっております。現在コムニ団地の2戸のみというふうに団地の残りの戸数はなっているわけですが、早急に新たな団地造成が必要だと思うが、その予定はあるのかどうか。

2つ目です。すずらん団地にある商業用宅地について1戸分だけいまだに買い手がついておりません。商業用として無理なら用途を変更し、一般宅地として売却することができないのかどうか、これについての回答もいただきたい。

3つ目です。更別市街地にある定住化促進住宅は、お試し住宅を含めて2戸しかありません。全国に向かって更別をPRするためとしては、余りにも消極的ではないかと思いません。したがって、今後増設する考えはないのか。

以上、3点について村長に考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員のご質問、移住、定住化対策の推進についてお答えをいたします。

団地造成につきましては、基本的にはこれまでどおり市街地の村有地を優先的に活用していきたいと考えております。上田議員ご指摘の本村の人口減少につきましては、安村議員のご質問とも関連しますが、平成27年度に策定した総合戦略における各種施策の実行により、総合的に対策を実施しているところでございます。一方で、本村の人口の推移を見ますと近年減少傾向に十分な歯どめがかかっていないものと認識しており、非常に危機感を持っているところであります。日本全体、中でも地方における人口減少は避けられないものと感じておりますが、一方では自治体の努力により社会増を実現し、自然減を補っている自治体もあります。議員ご指摘のとおり、医療や福祉、子育てなどの充実した生活環境、あるいは立地条件などを積極的にアピールしていく必要があると考えております。

さて、ご質問の1点目の新たな団地造成につきまして、早急な整備が必要であると考えております。現在のところ更別市街地の村有地に小規模な造成を検討中ではありますが、周

辺環境や諸条件について調整が必要なことから、具体的な場所については差し控えさせていただきます。一方、更別幼稚園前分譲地は3年間で完売しており、公営住宅、民間賃貸住宅に空き家が少ない状況、さらには交流人口、関係人口の拡大に向けた取り組みにより本村への移住相談についても増加の傾向となっております。このような流れから、一定程度の分譲地が必要であると認識しております。子育て世代の住みかえやUターン、あるいは本村への移住に関心を持つ方など、ニーズに対応できるよう候補地の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問、すずらん団地商業用地の宅地としての販売についてであります。当該用地につきましては、平成17年度に販売を開始しています。分譲面積3,496平米のうち区画割りをしないで購入希望者が協議により分譲面積を決定していくコーポラティブ手法という方式を採用し、販売を進めてまいりました。これまで2軒の店舗兼住宅、1軒の賃貸住宅が建設され、残る分譲面積は1,236.1平米となっております。議員のご指摘のとおり、当該地は販売開始から既に13年が経過しております。完売に向けた方策を検討する必要があることから、一般宅地としての売却も有効な選択肢と考え、前向きに検討してまいりたいと思います。

3点目のご質問、定住化促進住宅の今後の増設についてであります。定住化促進住宅につきましては、現在更別市街地に2棟、農村部には昨年度改修工事を行いました昭和区の住宅が1棟、計3棟となっております。過去には、村内において十分に活用されていない入居可能な住宅を村が取得、最大で5棟を所有し、定住化の促進を果たすべく利活用してきた経過がございますけれども、老朽化に伴う解体等により現在は3棟となっております。移住、定住対策の強化として、お試し暮らし体験も含めた定住化促進住宅の増設を検討してまいります。検討に際しては、更別市街地において今後増加が見込まれる空き家の有効活用を視野に入れつつ、効果的な移住、定住対策となるように進めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今村長から答弁があったわけなのですが、まず1点目、私は大型、大規模な団地造成の必要性について質問しているわけなのですが、今までにも定住化対策の必要性についてはいろんな角度でしつこいぐらい質問してきたわけでありまして、その主は、やはり人口の推移はその市町村の活気のバロメーターだというふうに私は常日ごろから思っていて、どうしても人口に対しては強く思いがあるわけでありまして。その中で具体的に進めるためには、もちろん政策、施策、いろんな部分を充実させていかなければならないですけれども、その器である団地だとか、そういったものができなければやはり人口はふえないのだろうということですし、こく言ってきたわけでありまして。先ほどの答弁では、小規模な部分で今ある村有地を利用した団地造成を考えているということを知りました。もちろんそれも必要でしょう。私もそういうふうに思います。私若葉町にある現在のコムニ団地の入居者の中身調べてみました。そうすると、3分の1の方が村外者

です。やはり大規模な部分をやることによって、村外の人が安心してここの町村に来れるという一つの流れがあるみたいですね。村長ご存じかもしれませんが、その中には学校の先生が6世帯あります。何かその人方の中でも更別の魅力について大分語り合っていて、今後も可能性があるのではないのかなというふうに期待をしているところでもあります。したがって、現在ある村有地を云々ではなくて、もしなければ来年度の予算でも予算づけをして新たな団地を購入すべくやっていただきたいということで、その点についてもちょっと村長に伺いたいと思います。来年度の方向づけ、そういった思いがあるのかなのか、これからも検討するで終わらせてしまうのかなのかも含めてご回答いただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員ご指摘のとおり、小規模分譲ができたとしても幼稚園前の分譲地が3年間で完売をしたという状況、あるいは公営住宅建てかえ中でありましてけれども、民間賃貸住宅に空き家が少ない状況、非常に住居が不足しているという状況があります。独身を対象にした賃貸等々、民間あるいは公営住宅ですか、それに類する住宅も少ないということを見ると、間もなく20戸程度の大規模分譲地が必要だというふうには思われます。関係人口の増加にもより、今お話もありましたけれども、本村への移住相談は件数はちょっと明らかにできませんけれども、増加傾向にあります。子育てとか、いろんな部分も含めまして住みよい環境にもあるということで、そういう要望が強いということです。

一方で、リラクタウン用地が最有力候補地というお話もありますけれども、これは計画策定に2年から3年かかります。それでは、タイミングを逃すおそれがあります。したがって、その場合の候補地を用意する必要があるのではないかと、そして村有地ではなくて民有地も含めた考え方が必要ではないかということ、さまざまな意見もいただいていますし、その辺も私は加味して考えなければいけないというふうに思っています。一方、市街地も農村部もそうですけれども、今後見込まれる空き地、空き家の状況も踏まえてやっぱり大きく言えば市街地の再編とか整備も考慮した判断が必要ではないかというふうに思っています。今の所有者の方にも売却を積極的にしていただくとか、村への情報提供とか、いろんな形をしていただく中で進めていかなければならないというふうに思います。ただ、やみくもに市街地の範囲を拡大することはできませんけれども、拡大するならば例えば民有地も含めて、民地等の取得による分譲はこの辺までだと。あとの以降については、空き家あるいは空き地の活用を集約的に力点を置くというか、集約です。空き地、空き家の集約に力点を置くというようなシナリオがやっぱりある程度必要ではないかということも思っています。私自身としては、そのような形で、決して小規模等、村有地にこだわっているわけではありませんし、その辺の検討ということは何回もご指摘をほかの議員の皆さんからも受けておりますので、住環境の整備ということは人口増、やはり定住、移住にかかわっては大変重要になってくると思いますので、その辺はしっかり提案をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、最後の質問になりますけれども、確かに更別は十勝管内で唯一都市計画がないというふうに理解しておりますけれども、都市計画がないということは具体的に更別の市街地の青写真がないということにもつながっていくわけなのです。ですから、団地造成する場合、そういった市街地をどこまでするのか。例えばふるさと館までにするのか、基線までするのか、横はどこまでするのか、そういった具体的な将来に向けた計画が必要になってくるのだろうというふうに私は思っております。

それで、定住化促進住宅の増設についてでありますけれども、ご承知のように今から17年前、平成13年に村が所有する空き家を改修して、当時更別市街地に3戸、郊外型として勢雄と上更にそれぞれ1戸ずつ、計5戸の定住化促進住宅として平成13年にスタートしたというふうに思っておりますけれども、人を介して全国に更別をPRする。当時としては画期的な事業だったというふうに思っておりますけれども、残念なことに今は先ほど村長が言ったように更別市街地に2戸、新たに昭和区に1戸ということで、余り普及していないのが非常に残念だというふうに私は思っております。現在更別市街地にある2戸の住宅は、旧普及所住宅であって、築約40年も経過しているわけであります。非常に魅力に欠けている住宅だと言わざるを得ません。したがって、新たな住宅を確保する、あるいは建てかえをする。答弁にありましたけれども、空き家を利用してどうのこうのするということになると、これから空き家を見つけて定住化にするということになれば、これは全国的に今空き家対策というのは問題になっているわけでありまして、今やらなければならないのは定住化を進めるために定住化促進住宅が必要なのだということですから、空き家対策とは違うのだということは理解していただきたいというふうに思います。したがって、私は住宅を確保して、全国に積極的にPRしていただきたいということで、この点について村長、どのように考えるのか、これを私の最後の質問とさせていただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんご指摘あったとおり、今の2戸ですけれども、新栄町、旧普及所の住宅でありますよね。昭和54年建設ということで、既に39年が経過をしております。平成13年度に村が取得し、使える間はできるだけ使うということで、いろんな改修を行ってきました。それが今2戸ということです。また、旧上更別の消防住宅、平成13年、これは解体しております。旧勢雄小学校校長住宅、平成13年ですけれども、これは売却ということになっています。旧農協住宅、平成15年、寄附受領、これは平成23年度に解体をしております。同時期最大5戸で運用したわけですけれども、その部分については今の2戸と昭和区、平成19年建設、平成28年取得、平成30年より利用開始ということで、30年度から利用していただけるということになっています。答弁の中にも申し上げましたとおり、住宅、移住、定住対策の強化としてお試し暮らし体験も含めた定住化促進住宅の増設を検討

してまいりますということでお話をしております。私もやはりいろんな要望、ニーズに応えるために、あるいは定住、移住の促進、そして人口増です、究極的には。その部分については、やっぱり増設をきちんと図っていかねばならないというふうに考えております。ただ、空き家の部分有効活用を視野に入れるということは、これは空き家対策の部分もありますけれども、その辺も視野に入れつつということですので、これを完璧な空き家対策と考えてその部分をそれにすりかえるというようなことは考えておりません。その部分も視野に含めながら考えていかねばならないということでもあります。今定住化促進住宅の増設ということで、お試し暮らしも含めてしっかりとこの増設についてやはり検討というのですか、本当に着手をするような検討をしていかねばならないというふうに現段階では認識をしております。

以上であります。

○5番上田議員 以上で終わらせていただきます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

バイオガスプラントの取り組みについてですが、質問通告書を出した後に大停電が起きてしまい、バイオガスプラントを進めてはどうかという思いから質問をさせていただきます。農業が基幹産業である本村において、特に酪農、畜産を振興する観点からも家畜のふん尿を適切に処理することは重要な課題であります。その対策の一つとして、バイオガスを有効活用したふん尿による悪臭、環境汚染などの環境改善と環境に負担のない循環型農業の確立があると思います。既に管内にはバイオガスプラントが33施設あり、このうち27施設が売電までしています。また、新たに12市町村13施設で建設が予定されていますが、本村においてもバイオガスプラントの検討部会で検討を重ねてきていましたが、ここへきて売電先の北電に送電線の容量がないために7月に入ってから売電審査もとまってしまい、部会も一時休止状態になっています。今後本村の畜産を振興し、循環型農業を目指すためにもバイオガスプラントの検討を進めていくのか、それともほかの方法を含めて検討するのか、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 織田議員さんのバイオガスプラントの取り組みについてのご質問にお答えをしたいと思います。

本村における酪農、畜産農家から発生する家畜排せつ物の処理につきましては、北海道が定める北海道家畜排せつ物利用促進計画を踏まえて策定をしました市町村家畜排せつ物利用促進計画に基づき、家畜排せつ物の利用促進に努めているところでありますが、計画策定年である平成28年度における家畜排せつ物の利用状況は、年間発生量約10万トンのうち73%が自家草地への散布、27%が耕種農地や堆肥処理施設への提供となっております。ほぼ全量が農地に還元されているところであります。しかしながら、後継者不足などから酪農家が減少する一方、搾乳ロボットの導入などによる規模拡大を志向する酪農家もふえ

ている中で、搾乳牛の増頭に比例して増加する家畜排せつ物の処理は重要な課題であります。本村農業のクリーンなイメージをより高めるためにも、環境に配慮した適切な処理が必要だと考えております。

ご質問にありますバイオガスプラントの取り組みにつきましては、家畜排せつ物の適正処理方法の一つとして管内でも整備が進められているところでありまして、本村においても平成21年に策定をいたしました更別村地域新エネルギービジョンにおいてバイオガスプラントの利用モデルを作成し、検討した経過がございます。当時の分析では、本村における経営規模では個別型の導入は収支上困難であることから、民間との連携による共同型、集中型について中長期的に検討を行うこととしておりましたが、具体的な対策には至っておりません。

こうした中で、国が進めている再生エネルギーの利用促進は電力の買い取り制度の定着に伴い、民間による太陽光発電施設を中心に急速に整備が進み、管内においても売電を組み入れたバイオガスの取り組みが増加してきたことから、本村におけるバイオガスプラントの整備の可能性について検討を進めることにし、本年4月の更別村農業経営生産対策推進会議総会におきましてバイオガスプラント検討部会の設置を行ったところであります。この間検討部会において生産者を交えての会議や先進地視察を行い、共同、集中型のプラント整備に必要な課題の洗い出し等を行ってきたところでありますけれども、8月に入りまして北海道電力から送電線の空き容量がなくなり、増強工事等の対策のめども立っていないことから50キロワット以上の高圧電力の買い取りができなくなったとの説明を受けたところであります。このため、部会で検討を始めたばかりではありますけれども、プラントの運営には売電が重要な要素となることから、部会での検討を一時休止すると検討に参加いただいた生産者の方々に説明をさせていただいたところであります。

北海道電力の説明によると、道東エリアからの送電線の増強工事には工期で10年から15年、事業費580億円と試算されていることから、新規の発電施設については事実上10年以上にわたり送電ができない状況となっているということでした。大都市を除く全国の電力会社においても同様の課題が生じており、今後国での検討も進むものと思われませんが、規模拡大を志向する酪農家にとって家畜排せつ物処理対策は重要な課題であることから、国の動向を注視しつつ、本村独自の対策について調査研究を進める必要があると考えております。家畜排せつ物の処理方法としては、バイオガス以外にも堆肥化施設や貯留施設の整備などが考えられますが、いずれにしましても整備コストや運営コストの課題が生ずることから、生産者のみならず、他産業との連携による仕組みづくりが有効であると考えております。本村には、大規模な太陽光発電を行う事業者もおられることから、まずはエネルギーとしての地域還元の可能性について調査研究を行っていきたくと考えております。

以上、お答えといたします。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 先般におきましては、胆振東部地震に伴う北海道大規模停電は私たちの

生活に多大な影響を与えております。改めて電気の重要性を認識させられることであります。これが真冬に起きていたと思うと、恐ろしくなるところであります。北電だけでなく、電気の最低限の自家発電の必要性も感じるところであります。

家畜ふん尿処理のバイオガスプラントは、有機質肥料、発電、ガス、発熱なども生産され、一石五鳥のメリットがあるという施設です。他町村では、メガファームや農業法人などが中心になり、何カ所でも取り組まれています。残念ながら更別においてはまだ取り組まれておりません。これからバイオガスプラントの建設を進めるとなると、あるまじの試算では維持管理費が売電収益が見込める場合は搾乳牛1頭当たり3万8,000円、もし見込めない場合は約10万円の負担になると言われています。売電収入と国の再生可能エネルギー政策とともに大規模な補助事業がなければ参加農家との負担は膨大になり、不可能になります。今後は、今回の大規模停電を踏まえて国や北電に強い要請、要望が必要だと思います。また、メガファームのない本村では、複数の参加農家がふん尿の移送や、あるいは自家発電、送電などの地産地消などの多くの課題の検討や地道な計画が必要であり、その上に立って二酸化炭素を排出しない、再生エネルギーとしてのバイオガスを検討してみようでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんお話しのとおり、大きな停電が起きまして電気が一斉に消えてしまうというような特殊な状況になりまして、本当に通電されなかったときに、断られたときに、インフラとか生活環境大きなもので、やっぱり酪農家とか、いろんな方たちが大変苦勞をされたということで、被害も出ているということでもあります。ここは、本当に解消していかなければならないということで、今そういう農業経営生産対策推進会議で酪農部会の研修会の中でバイオガスプラントの検討部会を設置して、意欲的に7月には上士幌の資源循環センター、同じく7月の10日と24日、鹿追町の環境保全センターということで、生産者の方を含めて、JAさんも含めて、もう見学もして、見通しを考えて、いよいよというところで突如8月15日ですけれども、北電の担当者が来村して、平成30年4月13日受け付けをもって道東エリア、十勝、釧路、北見の送電線の空き容量がなくなったと。ゼロになったと。このため一時的に受け付けを保留し、村内での受け入れということで、もうこれ以上、50キロワット以上の高圧等については受け入れられないという話がありまして、いろいろとその場でうちの本内課長等と担当者が議論したわけですがけれども、今せっかく1つはバイオガスプラントということで、非常に酪農、うちのほうの農業の酪農、畜産の発展にとっても必要不可欠な部分でありますし、ご指摘があった平成21年度更別村地域新エネルギービジョンでは、これ本当に具体的に売電があった場合、なかった場合等も含めまして、個別型、共同型、あるいは集約された部分の利用モデルも試算もし、そしてそういう部分の検討も行ってきております。なおかつ、ご指摘がありましたCO₂の温暖化対策の計画の中でもしっかりとそこの部分には記載をされております。そういうような状況の中で、やっぱり村内の生産者の方がではそこに行こうかというような話の中で、

そこがくじかれたというのは実際の話でありまして、国が再生エネルギーを進め、何も売電だけではなくていろんな部分で、機器とか、いろんな循環ができる、本当に再生エネルギーですね。その部分、あるいは環境の保全、そういうものも含めて考えると、本当に今後そういうところ、各管内も動いているという状況の中でそれが進められないということになると、これは非常に大きな影響があるということになってくるのではないかなというふうなことを思います。

ここまでは余り申し上げたくはありませんけれども、4月13日受け付け分をもって空き容量がゼロになったということとその説明がなぜ8月15日に来なければならないのかということでもあります。それまで受け付けた分については、いろいろなお話があったり、協議もされてきたそうでもあります。ただ、我々としてはその売電等を見越して運営主体あるいはいろんな部分で検討を重ねて、実現段階に行こうかという、計画段階にいいよというところに来たときに突然そういうようなお話を持ってこられるということ自体は、私は本当に大変受け入れられることはできないというようなことありまして、近隣の町村長ともいろんな話を今しているところでもあります。実際に予算計上したところもありますし、いろんな法人がそこにいろんな支出をして、もうプラントの建設に向けて動いているところもあります。そこが全部だめになってしまう。なおかつ、10年から15年これつくりえないということになれば、これはもう途方もないことになるわけで、国やいろんな、道もそうですけれども、進めているそういうようなバイオガスプラント、再生エネルギーの活用等、環境保全等のことはそこがもう滞ってしまうということは、いろんな部分を含めてこれは本当にあってはならないことだというふうに感じております。したがって、織田議員さんのご答弁の中にもありましたけれども、地産地消という話もありました。いろんなエネルギーを公共事業とか、公共施設とか等も活用することも含めて研究調査という段階ですけれども、そこはしっかりしていかないと、手をこまねいてその期間ずっと待っているというわけにはいきませんので、その部分をしっかり検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 自賄いでは大変だということもよくわかりますので、次に企業の参加型のバイオガスプラントについて質問したいと思います。

地球温暖化対策の枠組みでありますパリ協定をきっかけに脱炭素化の機運が企業間でも高まって、再生エネルギーの導入、拡大の取り組みが避けて通れなくなっていると言われております。更別にも大規模な太陽光発電を行う業者も来ておられますが、太陽光発電と比べて発電量の変動が少ないバイオガス等に取り組む企業があれば、連携あるいは誘致をしてはどうかなと思います。そうすれば地域雇用の創出につながると思いますし、国内には福岡県のみやま市ですか、のように再生可能エネルギーの売電、地産地消収益でまちづくりをしているというまちもあります。また、管内上士幌町はバイオガスだと思いますけ

れども、釧路管内の弟子屈町も地熱ですか、の発電で売電計画を進めていると聞きます。本村においても企業と連携をしたバイオガスをいろいろな角度から今後前向きに検討してみてもどうでしょうか。この質問を最後に、村長の答弁をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご提案あったとおり、私もそういうふうに関度からこの課題解決の方法を模索していかなければいけないですし、実際に足を踏み出さないとこの問題は解決しないと思いますので、企業等の参入も含めたそれらの部分について、本当に地産地消といいますか、エネルギーの部分についてもしっかり考えていかなければいけないと思います。今振興局も中心になり、そして町村会も一緒になって国への働きかけ、道への働きかけを一層強めるということでもありますけれども、私としてはまず我々と北電の方々と膝を交えてというか、本当に打開策はないのかということ、何か方法がないのかということ、話し合いをしっかりと持ちたいと思いますし、十勝全体、オール十勝でも動くわけですけれども、その部分も含めて我が村の特性、特徴というか、抱えているそういう部分もありますので、しっかりとやっぱりその話し合いのテーブルに北電がのっていただいて、関係機関と話を進めるということ、第一にしたいというふうに思います。

さらには、先ほど織田議員さんご指摘があったとおり、うちには大変な太陽光関係の大きな会社もありますし、地元の会社もあります。その地元の企業とも連携をどういうふうにしたらできるのかということと送電線の問題とか、蓄電池の問題等々も今後考えていかなければならぬと思いますけれども、いろいろな角度からその部分について検討しながら、やっぱりバイオガスプラントについては私は絶対に必要だと思いますので、その部分をできるだけ早期に実現する方法をしっかりと探していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○4番織田議員 ありがとうございます。以上で終わります。

○議 長 次に、2番、太田さん。

○2番太田議員 通告に従い、質問させていただきます。

質問事項ですが、熱中小学校事業継続運営に向けて質問させていただきます。熱中小学校事業への助成が残り2年半となり、更別村になくはならない場所となるため奮闘していることと思いますが、2年半後の継続運営に向けて青写真はどのように描いているでしょうか。

熱中食堂に関しては、金曜日はディナーのみ、土曜日、日曜日はランチとディナー、月曜日はランチのみの営業となっておりますが、店舗を持ちながら数日の営業、そしてランチ時間のみまたはディナー時間のみの営業では自立に向けても不十分と感じます。ゲストハウスの運営上のこととも関連しますし、週6回の営業をし、にぎわいを持たせていかなければならないと思いますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

マルシェに関しても全国の熱中小学校のつながりを生かして関係する自治体の特産品を販売し合えば、インターネット販売やふるさと納税においてもお互いにメリットであると

思いますし、このあたりでは買えないような品物や確かな品物を熱中マルシェで直接購入できることは訪れてみたくなる環境づくりになると思いますが、村はどのように熱中開拓機構とかかわり、継続運営を促すことをお考えでしょうか。

また、村民が熱中小学校事業に関心を持ち、応援していただける事業にならなくては、更別村になくなくてはならないものになっていけません。現在一部の住民かもしれませんが、住民一体というよりは身内の集まりで何か盛り上がっているという住民感覚を変化させていかなければなりません。気軽に足を運んでいただく努力、イベントなどに気軽に参加していただけるような企画を進めていくべきだし、村内催事、行事には積極的に参加し、住民と触れ合い、親しまれる熱中開拓機構になっていく必要があると考えております。そのためにも熱中小学校での懇親の場となるような企画には、村民の参加を促す発信と宣伝が重要だと思いますし、熱中小学校事業で何をやっていてどんなイベントがあるのかというスケジュールなどの発信や宣伝にも工夫を凝らして取り組んでいかなければならないと感じますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員の熱中小学校事業の継続運営に向けてのご質問にお答えをいたします。

十勝さらべつ熱中小学校につきましては、ご案内のとおり第一線で活躍する全国の企業経営者や研究者等を講師にお招きし、企業や創業へのアプローチ、地場産業の振興やビジネスのスキルアップなどの講義を通じて人材育成や地域の活性化に貢献できる学びの場として運営しているところであります。人材育成や交流人口の増加、新たなコミュニティーの形成などを目的として、平成28年度から国の地方創生推進交付金の事業採択を受け、平成29年度に開校、現在は第3期目を9月末で終了し、10月から第4期の生徒募集を開始しております。熱中小学校の生徒数につきましては、第1期106名、第2期133名、そして第3期は152名と回を重ねるごとに増加しており、内訳は帯広市を初めとする十勝管内の参加者が多く、大人の学びの場として満足していただける内容となっているのではないかと評価をしているところであります。村内の生徒の方も第1期28名、第2期27名、第3期37名と全体の約4分の1を占めております。今後もより多くの村民の皆さんに新たな交流の機会や貴重な講義に触れる場として参加していただければと考えております。

さて、太田議員のご質問の熱中小学校事業の継続有無につきましては、事業開始当初から国からの交付金の期間は5年間と定められており、残り約2年半になろうとしております。村としては、交付金終了後の熱中小学校事業の継続を目指し、昨年度地域創造複合施設として食堂や宿泊施設、カフェ、マルシェなどの整備を進めてまいりました。施設の管理運営については、議会のご承認をいただき、一般社団法人北海道熱中開拓機構を指定管理者として熱中小学校事業とあわせて施設運営を行っております。熱中開拓機構には、食堂や宿泊施設を中心とする収益的施設を計画的に運営し、安定した収益を生み出すことにより、交付金終了後の財源とするよう指導しています。太田議員のご指摘のとおり、食堂

の運営形態や宿泊施設、マルシェなど村としても提案している内容はありますが、現在は収益の柱となる食堂の安定運営を優先させている状況であります。ある程度収益の見通しを立てた後に人員の確保や施設運営、未実施事業の拡大に展開しようという段階と認識しております。今後余り時間はない中でございますけれども、熱中小学校生徒や講師の方のネットワークを生かした集客の向上、安定的な村内利用など事業と施設の効果的な活用により収益の安定化を目指すよう熱中開拓機構と協議をしまいたいと思います。

また、熱中小学校自体の運営につきましては、事業運営の効率化や経費の削減、講師選定などの見直しにより予算規模の縮小に向けて機構と検討を進めてまいります。これは、例えば生徒の方にも運営協力していただくなど、自発的な取り組みも今後必要になってくるのではないかと考えております。そして、議員のご指摘にあります事業の継続に最も大切なこと、これは村民の皆さんにご理解いただける、そして村民の皆さんに応援していただける熱中小学校であるということでもあります。村といたしましても事業における村民限定オープンスクールの開催、広報さらべつでの定期的な記事掲載などにより情報の発信と拡大に努めています。授業見学は無料であり、気軽に参加できることや、例えばスタジオ施設の体験会を企画するなど、足を運んでいただく機会の充実に努めてまいりたいというふうに思います。機構においては、これまで熱中小学校と更別村に関する対外的な情報発信を頻繁に行っており、村の認知度の向上につながったものと考えております。熱中小のPRと生徒の獲得に観点を置く取り組みであり、今後はより村内に向けた情報発信となるよう機構側に働きかけてまいりたいというふうに思います。いずれにしましても、事業経費の抑制と収入の安定確保を目指し、交付金の終了後も事業が継続できるよう努力するとともに、何よりも村民の皆さんのご理解とご参加が広がるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきますというふうに思います。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 熱中食堂に関しては、安定した運営を今後進めていくためにということだったのですけれども、もうスタートしている事業に対してやはりその準備というものは少し認識が甘かったかなのかなという考えはあります。その課題といいますか、もちろん週6回オープンしたのですから、スタートしたとなればいろいろなところで、SNS等で耳にして来てくれるお客さんもいますし、そういう人のことを考えればやはりぽつぽつと数日の営業ではなくてちゃんと日数を持って週1回ぐらいの休みにしてやるべきだったのだと私は思っております。そういう事業なりの忙しさ、いろいろな準備段階のことがあって今のような運営となっているのですけれども、そこに至った理由というものをまず1つお聞かせいただきたいというのが1つです。

マルシェに関しましても、収益を少しでも高く上げられるように工夫していきたいということだったので、やはり私たちも承認、まず最初にこの熱中機構に関して助成を承認した段階でこういうことを危惧しておりました。そのマルシェに関しても、私はインター

ネットを使って村外、対外的ないろんなところから利益が得られるような形をつくってあげばということに質問しましたけれども、もっと機構からそれを越えた斬新的な考えというものを期待して承認したつもりですし、それがかなうと思って熱中機構にこの熱中開発跡地のことを託した思いもあります。村長もおっしゃられたとおり、一番大切なこと、村民に応援していただける、本当はなくてはならない熱中機構にするためのものですが、住民と触れ合い、愛される熱中機構になるためには本当に何が必要なのでしょうか。その住民の触れ合い、そういったところから、熱中機構は本当に地域の活性というものを考えているのでしょうか。もちろん村長は、前に立って発言しているとおり体も動かして、活性に対して更別村のためにという思いは十分わかりますけれども、村長の思いと機構の思い、そういうものは話し合いの中で一致されているのか、そういったことは疑問に感じるところであります。そういったことも考えれば、熱中機構、村民と触れ合う活動の場に余り参加していないなど感じることは本当多々あります。花植え一つにしてもそうですし、いろいろな行事、新年会等のところで熱中機構の顔となる人の存在を私は見たことがありません。もちろん商工会活動、先日、8月には盆踊りなども開催しましたが、本当住民に親しまれる盆踊りだと私は思っているのですけれども、そういった中で熱中機構、少しでも住民と一緒にやって一体感が出るように、愛されるように一緒に店舗を商品販売したり、そういうことをして名前を売ったらどうだという声かけもしましたが、決していい答えが返ってこなかった。そういったところに私は、その住民と触れ合い、愛される熱中機構というところが本当に村民の意識からもかけ離れていっているのではないかなと感じております。生活していく中で、この熱中小学校の話題が本当にタブーになることもあります。応援できない雰囲気というか、応援したい、そう思える雰囲気づくり、そういったものも村長の思いと機構の思いと一致させていく必要があると思うのですけれども、そういった課題を村長はどのように捉えているかご答弁いただきたいと思えます。

○議 長 西山村長。

○村 長 いろいろなご指摘、まさにその辺しっかりとご指摘を受け、反省すべきところは反省をして、やっぱり今後に結びつけていかなければならないということを痛感しております。

食堂の週4日の運営ですけれども、営業ですけれども、現在の人員の体制では精いっぱい状況であったということと料理、調理をメインシェフとサブシェフで今現在行っておりますけれども、最大30名程度収容できる施設としてはやっぱり人数が少ないということ、休みも確保できなかったということから営業をこのような営業体系としていました。一方において、収入においては計画を上回る金額の収入がありました。開始から2カ月ということもあり、村内、村外問わず団体での利用も何度かありますし、収入確保につながりました。議員ご提案のように、営業日数をふやすにはやはりシェフと同じメニューをこなせるシェフがもう一人が必要であると。先に人員を確保するというのはリスクが大きかったということもありますし、現行の体制の継続をしながら収入、利益等の部分で、私は最初

にこの議論をする前、熱中小学校の部分を人材の育成等についてお話しするときにはやっぱり自立、自走ということをお話をしました。その部分でやっぱりしっかりと収益等を努力しながら、そして人員確保につなげていきたいということを考えております。

マルシェに関しましても、ご提案のとおりいろんな全国の熱中小学校とのつながりにより特産品を提供することも念頭に置いております。ただ、冷暖房施設が若干不十分であるということで、生ものを長時間保管できないという難点、あるいはこちらも人員の配置が必要であるということで、週末にして安定したオープンできる方策を今講じておりますけれども、その部分についても人員配置等をやっぱりしっかりしていかなければいけないのかなというようなことを考えております。

また、村民理解についての方策ですけれども、やはりこの部分についてご理解がまだ深まっていないところもあるというふうに、それは率直に反省をしております。それが機構の理事会の中でも議論になりまして、村内の若手の方とか集まっていただいて、熱中の課題とか問題点をやっぱり率直に指摘をしていただいて、その中からいろんな部分を方策を考えていく必要があるのではないかというようなことが議論をされております。また、いろんなところで、熱中があってもどういう利益があるのかというようなことで、例えば村内飲食店との連携により宿泊者優遇割引、あるいはいろんな商店街の活性化につながるような、熱中がその部分について連携していけるように方策を考えていく必要があるのではないかということも議論に上がっています。私も思いますけれども、盆踊りとか、いろんな収穫祭等も含めてですけれども、村の一大行事、大きな行事ですと最大限交流するチャンスでありますし、そこは関係人口というのは週末にたくさん来られて経済効果もたくさん出ているわけですが、村民の方と触れ合って、そして村民の方と企業を起こしていく、事業を起こしていくということは重要なポイントになっていきますので、基本的には村民の参加しやすい、皆さんが参加しやすいイベントスケジュールの発信ということもありますけれども、やっぱり村内の催し物への行事参加も積極的に行っていくのが当然であるというふうに伺っておりますし、その辺の村民の皆さんとのかかわりが重要であると思います。熱中小学校本来の目的、役割では、人材育成、企業創業へのアプローチ、交流人口の増加、それが成果がきちんと皆さんにも見えて、村にもよい効果があるよ、村にはなくてはならない存在だねというふうに言われるように、やっぱり積極的に生徒が村の行事にかかわる。生徒が起業して村に移住し、村内でさまざまな活動展開するというのをやはり地道にしっかりと進めていかなければならないというふうに考えております。太田議員ご指摘を受けまして、機構にも働きかけをしつつ、我々もしっかりとその部分についての課題の解決を図りながら、本当に村にはなくてはならない存在となるようにしっかりと働きかけ、取り組みを強めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 やはり村長の言う今の答弁のとおり、村民との触れ合い、その触れ合い

から出る参画事業というのが本当に更別村に必要で、この熱中機構に対してついた助成の意味であると思っています。それがもちろん地方創生ということにもつながっていくであろうし、それが国が村に本当に求めていることなのではないかなと思っています。そういった中でステップアップしていくために、修正の指導等は入れてほしいというお願いも含めて、更別の活性、このためにいろんな更別の人たちが参加して、楽しんで、本当に愛される機構になってほしいなと思います。

最後にですが、営業マンというか、熱中の顔という面で、やはり熱中小学校といえどこの人だという営業マン的な本当親しまれるような顔というのは必要だと思うのです。それで、そういった人たちが誰のために、何のために熱中小学校があるのか、そういった発信もぜひそうした形で検討してほしいなと思うのですが、村長に最後にその営業マン、顔となる人の必要性、もしそういう人が今現在いるならそれは誰なのかということと、あと誰のために、何のためにこの熱中小学校を進めているのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 熱中小学校の事業による効果ということで、私自身いろいろ考えること多いわけですが、移住者夫婦の方含めて来られたり、起業が実際にされたり、サテライトオフィスが来たりして、食堂や宿泊施設の利用、あるいは政策金融公庫と包括協定をしながら、そういうようなことが起きています。それらは、それを事業を展開する、今太田議員おっしゃいましたけれども、今事務局体制3人でしておりますけれども、やっぱりこの顔といいますか、積極的に村の中に入り、そして出て、そして触れ合いながら、そして実際にいろんな形でやっていくということが必要であると思いますし、いろんな部分で事業の展開に当たっては村民の方の協力がふえてまいりました。これは、やっぱり事務局の中でそういうようなしっかりと地域と連携をして、事務局体制というのですか、しているというようなところがどんどん出てきたのではないかというふうに思いますし、名前は誰ですかというようなことはここでは申し上げられませんが、私はそういうものが必要であるというふうなことはもう痛感しておりますので、その部分でそこから信頼が厚くなるということもありますので、しっかりしたそういうような村民に信頼されるような機構というような、そして顔となるような部分でそういう働きができるようにしっかり指導していきたいなというように考えています。

まさにこの熱中小学校は、最初全員協議会のお話しましたが、将来の人材育成という観点においては、村民、村の内部からということもありますけれども、外部からの大きな刺激、あるいはいろんなことを学ぶことによって、単に学ぶのではなくてそこから実際に企業を起こしたり、いろんなことをするというので、村の活性化、そして村の将来の人材育成につながる、やっぱり全国ネットを活用した、全国にも今12まで広がりましてけれども、そういうようなところで地方創生の新たな取り組みとして、私は非常に意義あるものだというふうに思います。まさに村民のため、そして地域の活性化のため、

そして村の将来の人材育成のために資する熱中小学校になるように私自身としても積極的にPRあるいはいろんな形で働きかけをしていきたいというふうに思います。この部分から、熱中小学校からいろんな企業、移住者、そして雇用が生まれる、このことを私は確信しております。その中でやはり実際そういう展開をしながら、人口増等いろんな計画の目標の達成の一つの大きな手だてとなるべく、熱中小学校をしっかりと活用していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○2番太田議員 地方創生としての取り組みとして注目されている村だと思っておりますし、そのはずです。発展のため邁進して行ってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長 この際、19時10分まで休憩といたします。

午後 6時59分 休憩

午後 7時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、高木さん。

○3番高木議員 通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

一般質問の前に、ことしに入りましてさまざまな災害、さらに人災とも言えるいろんな出来事がたくさんありまして、亡くなられた方、生活に苦慮している方々、多くいる現状を思いますと心が痛むところでもありますし、亡くなった方の安らかなご冥福を願いまして、哀悼の意を表したいなと思っております。

それではまず、1項目め、1つ目の質問を行いたいと思います。コミュニティ・スクールについてということで、きょう午前中におきまして村瀬議員のほうから小中一貫とコミュニティ・スクールの関係ということで質問もありましたが、僕のほうからはコミュニティ・スクールの細かい部分について質問をどんどんしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

コミュニティ・スクールの導入による今後の取り組みと推進についてと。現在子どもたちの環境や学校が抱える課題は、複雑化、困難化している現状です。開かれた学校から地域とともにある学校に転換することが求められています。その有効なツールとしてコミュニティ・スクールが推奨されています。今は、学校とPTAの役員による協議会でより多くの住民の参画による学校運営を図るもので、基本方針を承認することが必須とされています。さらに、多くの意見が学校に届けられることができることで地域や家庭の理解が深まり、学校の活性化が期待されるところであります。しかしながら、子どもたちの見守りのスクールガードや人材バンクなど、教育委員会としてかかわっていますが、停滞感はある

めません。これから学校運営協議会を立ち上げて検討されていくことと思いますが、今後の取り組みと推奨に向けて基本方針や課題について教育長の考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 高木議員ご質問のコミュニティ・スクール導入による今後の取り組みと推進についてお答えを申し上げます。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指します。昨年4月1日に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、この学校運営協議会の設置が努力義務化され、その役割を充実することなどが求められるようになりました。これによりまして、十勝管内市町村においても既に9市町村が導入を終え、残りの町村も来年度までの導入を目指し準備を進めているところでございます。教育委員会では、コミュニティ・スクールが形骸化した取り組みにならないように、昨年度につきましては教育委員による先進地視察や村内教育関係者で構成されました更別村コミュニティ・スクール推進委員会の設立、教職員、PTA関係者対象の講演会等を開催し、本村にふさわしいコミュニティ・スクールのあり方を熟議し、更別村コミュニティ・スクール構想を策定したところでございます。今年度につきましては、この構想に基づきまして、新たに組織されました更別村コミュニティ・スクール準備委員会へ運営マニュアル策定等について諮問を行ったところでございます。ご指摘のとおり、学校運営協議会の権限の一つとして、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することが必須項目として決められております。このため、法に基づいた学校運営に係る組織づくりを進めていかなければなりません。

質問にありました教育委員会で行っております子どもたちの見守りの取り組みでありますスクールガードや学校支援の地域ボランティアの取り組みであります学校支援地域本部については、その担い手の確保が課題となっております、その活動が広がっていない状況にあるところでございます。これら活動につきましては、今後コミュニティ・スクールが取り組む活動として再編していかなければならないと考えております。

私のコミュニティ・スクールの取り組みと推進に向けての基本方針として、まず組織についてですが、中学校区に1つでもよいとされております学校運営協議会を各学校に配置いたしまして、地域と綿密な連携をとれる体制をつくり、その上部団体として更別村全体のコミュニティ・スクールの連絡調整と活動を推進することを目的としたコミュニティ・スクール委員会を設置したいと考えているところでございます。また、コミュニティ・スクールは学校の応援団としての側面を持つことから、地域と学校をつなぐコミュニティ・スクールコーディネーターを配置いたしまして、本件にかかわる学校の負担を減らし、学校と地域の連絡調整、当該校長の求めに応じた関連事務、あわせて活動内容を村民に紹介する広報活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域の体制づくりですけれども、村内の学校が地域に協力を求めていることに対

し、積極的に支援するとともに、更別村の将来を担う子どもたちの教育を学校に任せきりにすることなく、主体的に教育活動にかかわることを目的とした学校の応援団を結成し、個人または企業の皆様に可能な範囲において協力を呼びかけていきたいと考えております。更別村は、かねてより子どもたちの教育に対し地域の方が非常に熱心にかかわりを持っていただいております。この伝統を引き継ぎながら学校運営の基本方針の策定には地域の方も積極的に加わり、更別村の子どもたちを学校に育ててもらおうということではなく、地域がどのような子どもに育てたいのかを学校に伝えていくことがこれからは重要であると考えております。そのためには、さまざまな分野において学校と連携し、協力する体制をつくり上げなければなりません。教育を提供する側からの発想ではなく、教育を受ける側であります保護者や子どもの求める質の高い教育の場になるよう改善していきたいと考えております。

今後の課題につきましては、まずこの取り組みを地域の方にご理解をいただかなければなりません。これまでも来年度導入予定のコミュニティ・スクールについて、各学校のPTA総会などで私自身から保護者の皆様にお話をさせていただきました。これからも関係者の皆様を対象とした講演会を予定しております。本取り組みについていかに地域の方にご理解とご協力をいただくかが今後の課題であると考えております。

コミュニティ・スクールにつきましては、教育長と校長の指導力が問われる取り組みでもあります。ことし11月に予定されております更別村コミュニティ・スクール準備委員会からの答申を受けまして、この取り組みが本村の地域振興にもつながるように実践してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。コミュニティ・スクールの基本的な考え方等について今ご答弁をいただいたところであります。基本的にコミュニティ・スクールというのは、学校の経営、運営等について意見をもらいながら、幅広くしながら学校の課題等を解決していくよというのがもう基本的な事業でありまして、国のほうの支援についてもそれまでに、設置までに係る少しの予算とコーディネーターにかかわる予算程度の部分の援助がある程度です。その後のコミュニティ・スクールの運営については、各自治体ごとにやってくださいというような事業でありますので、自由に更別村独自のやり方というのをやっぱり模索しなければならないのだらうと思います。そういう部分では、いろんな視察やいろんなところも大分研修等行っているの、ある程度はもう形は見えてきているのかなとは思いますが、いま一つちょっと地域の住民にはまだまだこれから周知していくよというお話ですが、なかなか見えてこないなと思っております。今現在においても小中、幼稚園も含めてPTAの役員と校長先生と一緒に学校の運営委員ということで、それは毎年行っていることで、それをちょっと広げる形が協議会というようなところがあります。そうなりますと、今までのPTAの役員さんと校長先生、教員との協議会の中で

は、校長先生のお話を聞いて意見も若干あっても改善、いろんな方向性にはなかなか進まないというのが今までの現状であります。それを今後広げた中でどうやって進めていくのかという中で、この辺はもうちょっと課題はたくさんあるのかなと思っています。ただ、コミュニティ・スクールの委員会を設置したからもうそれでいいよというので終わってしまっただけはやる意味がなくなるので、本当に何をやりたいのかというのが多分重要になってくると思います。

そして、今般の定例会の中でも補正等、決算の中でもいろいろ教育委員会の関係、子どもたちに関するいろんな質問がたくさん出たところでもあります。その中でスクールカウンセラーやこども夢基金の活用や、そういうものについてはコミュニティ・スクールの今後の活動の中では結構使っていけるのかなと思います。もちろん中心は学校運営の部分の意見をいただくということが重要ですが、せっかく地域住民の参加を得て幅広く地域で学校を育てていこうという形がなれば、さまざまな取り組みができるわけで、もちろん住民主体のさまざまな行事や学校の道德の授業に参加するだとか、いろいろな方法もありますが、今課題となっているスクールカウンセラーやこども夢基金の活用の方法というのもコミュニティ・スクールの事業の援助というような活用の仕方も考えられますし、そういう部分を含めた中で今更別の学校の中で課題、方向性といいますか、そういうものがある中で、いかに更別らしいコミュニティ・スクールという部分で進めていくか、何かもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいまの質問なのですけれども、本村にふさわしいコミュニティ・スクールのあり方というのは、当然これから考えていかなければならないのかなというふうに思っております。私思うのですけれども、本村の保護者の方というのは非常にやっぱり学校に協力的で、うちの村の学校に転勤されてきた先生のお話を聞きますと、よその学校では、前の学校については学校の参観が終わって、その後のクラスの役員決めの際の時間になるとぱっと帰っていなくなってしまうと。更別は、役員決めの最後まで残ってもらえた、これはびっくりしましたということをよく耳にします。そのくらい本村の保護者の方々の学校に対する協力体制というのはあるのかなというふうに考えております。こういう部分も含めて、これまでも大変多くの本村の学校教育にかかわる協力というのはいただいております。私は、今いただいている協力体制というのは当然引き継ぎながら、また新たなことをやっていかなければならないと思っておりますけれども、ただいきなり何かをやるということで背伸びしてやってしまうとこの活動が急に停止してしまう可能性もあるので、まず私とすれば今できることからきちんと整理をして取り組んでいきたいという思いがございます。

あわせて先ほどお話ありましたとおり、学校の運営の基本方針に対して本協議会については意見を言うことができるということでございます。このほかにまだ2点ほど権限というものがあるのですけれども、私はこの権限も含めてこの協議会については学校の応援団

的な要素を持たせた取り組みをしていきたいなという思いがあります。午前中のお話の中でもありましたけれども、例えば昨年度行われました村の文化祭なんかで学校の発表がなかなか聞けなかったという状態があります。それも地域の方が協力してやれば、地域の行事に学校の事業、活動の一部が紹介できるのかなとも考えております。そういうことも考えて、今何か新しくやろうという部分もありますけれども、とりあえず今取り組んでいる部分についてきちんと検証して、組織として取り組んで、学校の応援団としての機能を果たしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ありがとうございます。もちろん今は準備段階で、これから正式にいろいろな会議等も含めて、いろんなことを話し合っていくという、協議をしていくという形になっていくのだろうとは思いますが、しかしながら、基本的には学校のあり方というものに対する意見等の部分が主になる制度ですから、いかに住民がかかわりやすくなるのかという部分で、やっぱりこの辺は相当皆さんと協議をし、連携をしていかなければちょっと難しいのではないかという考えを持っています。先ほど熱中小の関係で太田議員が質問されましたが、それについても地域の住民が参加する部分についてはなかなか難しいよというようなお話もあった中で、今回の学校のコミュニティ・スクールについてもやっぱり同じような課題は必ず出てくる可能性があると思います。学校側からこういうのやってくださいというような、住民側に投げかけられても、それはなかなか難しいことであって、いかに住民が学校に対して何をするのだという部分の自主性が出てこない限りは住民の参画というのは難しい部分があるだろうと思います。今現在全道でも相当進んでいますし、住民主体の活動もいろいろなところで行っていますが、課題は協議とその事業の熟成度という部分が一番の課題であって、それをどう目標に向かって進めていくかというのがやっぱり課題になっているわけで、立ち上げたはいいいけれども、なかなか住民の方々のかかわりは少なく、それは学校自体と教育委員会がやっているよという状態の組織のところも数多くあるというふうに聞いています。そういうふうにならないためには、いかに更別に合った、更別、特徴のあるという部分がどうしても必要なわけで、それを先導するのはやっぱり教育委員会の仕事だと思うのです。皆さんと相談をしながらこれから考えていきますということではなく、逆にもう教育委員会が先頭に立って進めていかない限りは今までと余り変わらない協議会にしかならないようなことになってしまいますので、その辺はやっぱり教育委員会が主導をとれるようにちゃんと目標と方向性を示さなければ、それは住民もなかなかついてこれないと思いますので、その辺はしっかりと教育委員会の中で検討してほしいなという思いがあります。

さらに、今更別では先ほどの熱中小学校もそうですけれども、ふれあい更別など住民参画でいろいろと地域全体の活動が活発に行われています。末広学級もそうですし、そういう部分も含めて、少年団活動にしても保護者が先生のサポートをしながら少年団運営をし

ているというような形で、本当に住民がかかわっているいろんなことをやっています。そういう中でさらに学校に関する今回のコミュニティ・スクールに関して、余りにも地域の方々に要望ばかりというか、そういう形ではなく、いかに自主性を持って参加してもらえら方向性に持っていかということをしなければ、それは逆に住民の負担になる可能性もありますし、教育長は今回のコミュニティ・スクールに関して住民にお願いをして、全ていろんな課題についてもコミュニティ・スクールがあれば何とか進めていけるというような答弁が随所にちょっと見られるのですが、コミュニティ・スクールはもう万能ではありませんので、基本的には学校経営に対する意見と調整というようなところがありますので、その辺も含めてきっちりとやっぱり検証していただきたいなと思っております。

さらに、このコミュニティ・スクールは小中というような形でつくりたいというようなお話も聞いています。更別みたいにこういう小さな自治体であれば、幼稚園も高等学校もというようなところも教育の一環ですから、その幼稚園、高校も含めた中でコミュニティ・スクールを形成していかなければ、やっぱり部分的にちょっと外れてしまうのかなと思います。午前中の村瀬議員の小中の9年間の義務教育を継続するにはという話がありましたが、それは幼稚園からこういう地域のコミュニティ・スクールでしっかりと育て上げて小中の9年間の義務教育につなげていく。さらに、農業高校の発展に向けて、それをつなげてさらに更別の子どもたちが更別農業高校に入るよと、入学するよというような方向性に向けていくにも一体的な取り組みということをやったり考えるべきではないかと思っております。コミュニティ・スクールについては、一応小中が中心となりますが、幼稚園や高校向けのコミュニティ・スクールを立ち上げているところもありますので、そういうところもきっちり参考にした中でやはり更別はというものをつくってもらわないと、よその地域のまねばかりしていてもいいものはでき上がりませんので、その辺も含めて教育長にちょっとお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 まさにおっしゃるとおり、ただいま言われました幼稚園、高校も含めた中でコミュニティ・スクール、子どもたちをどう育てていくかという考えについてはそういうような考えも持って進めていかなければならないのかなというふうに考えております。質問の中にもありましたスクールガードですとか人材バンクについても、結局は住民の方の理解がなかなか得られなかった部分もあったのかなと思っております。そういう説明がない中で、こういうような形で人材不足の中で活動が停止してしまったという部分もありますので、今回取り組むコミュニティ・スクールにつきましてはそういうことがないようにきちんと教育委員会がリーダーシップを持って進めていかなければならないのかなというふう考えております。

あわせて何でもお願いする中で協力してもらおうという部分については、やはり住民の方の負担感というのは当然出てくると思いますので、私とすればきちんとしたコミュニティ・スクールという取り組みをするという中で、説明した中で無理のない協力体制、例え

ば今行われていることをまず基本として改めて協力してくださいよということから始めるような中で、要するに無理をしない協力体制をつくっていただいて、次の段階というような形で持っていければいいかなというふうにも思っております。いずれにしましても、今準備委員会のほうでマニュアルについての諮問をして答申を待っているところでございますけれども、それを受けてまた改めて教育委員会としての考えをまとめて皆様方にご報告をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ありがとうございます。今準備委員会のほうでマニュアル等に沿ってというお話ですが、マニュアルだけでなく、本当に特色のあるコミュニティ・スクールづくりというものを進めていただきたいと思いますとお願いをしておきます。

続きまして、2つ目の質問に入りたいと思います。2つ目の質問につきましては、健康増進法改正による対応についてということで、その中におきます受動喫煙対策の村の方向性について村長に質問をしたいと思っております。近年受動喫煙が社会問題となっている中、健康増進法の改正がなされ、公共施設の受動喫煙対策が求められました。喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した対策が必要です。現在も賛否両論がある中、公共施設における対策を早急に検討しなければなりません。受動喫煙防止条例を進めている地域においては、喫煙者のモラルの問題ですが、禁煙指定区域外の吸い殻等による環境、景観が問題となっているところもあります。民間においては経営努力や方針によって個々に責務を遂行して行うこととなりますが、自治体の公共施設についてははっきりとした方向性を示すことが重要です。たばこ産業があり、さらにたばこ税等がある現状においてどのような対応をしていくのか難しいところでもあります。今後村のさまざまな行事においても禁煙、喫煙については影響が出てくるのが予想されます。2019年夏ごろには公共施設における施行予定ですので、検討と調整が十分に必要だと考えております。健康な村づくり、住みやすい村づくりに向けて受動喫煙防止条例の可否も含め、村長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 高木議員の健康増進法改正による対応についてお答えをいたしたいと思いません。

このたびの健康増進法の一部改正につきましては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設等の区分に応じた施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められたものがあります。改正の基本的な考え方としては、受動喫煙が他人に与える健康影響と喫煙者が一定程度いる状況を踏まえ、国内において受動喫煙にさらされることを望まない方がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、望まない受動喫煙をなくするというものであります。また、子どもなど20歳未満の方、患者さんなどは受動喫煙による健

健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について受動喫煙対策を一層徹底するとともに、望まない受動喫煙をなくすという観点から、施設の類型、場所ごとに主たる利用者の違いや受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定、掲示の義務づけなど対策を講じるものであります。

本村におきましては、これまでも一部の施設を除き公共施設内での禁煙など、受動喫煙の防止に取り組んでまいりましたが、このたびの法改正の趣旨を踏まえ、敷地を含めた公共施設において望まない受動喫煙をなくすために一層の取り組みを推進してまいりたいと考えております。学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い方が主として利用する施設及び役場庁舎につきましては、屋外の場所の一部のうち喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示、その他の受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙場所を除き禁煙となります。喫煙場所を設置するに当たり講じなければならない必要な措置につきましては、今後整備されることとなります厚生労働省令で示されることとなりますので、喫煙場所を設置するかは厚生労働省令の内容を踏まえ、今後検討することとしております。その他の施設につきましては、喫煙専用室以外の屋内の場所での喫煙は禁止されることとなりますけれども、既に更別憩の家を除き施設内での喫煙は禁止をしているところであり、憩の家につきましては、施設内に喫煙室を設けておりますけれども、引き続き施設内で喫煙できるようにするためには構造及び設備が室外へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した喫煙専用室に改修する必要があります。この技術的基準につきましても今後整備されることとなる厚生労働省令で示されることとなりますので、その内容を踏まえ検討することとしております。いずれにしましても、喫煙者が一定以上いる現状を踏まえつつ、望まない受動喫煙をなくすため、村民の皆様への十分な周知を図り、ご協力をいただきながら適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、健康な村づくり、住みやすい村づくりに向けての受動喫煙防止条例ですけれども、北海道でも受動喫煙防止条例を議員提案により制定しようとしてしましたけれども、調整がつかず、受動喫煙ゼロの実現を目指す決議として決議をされております。本村としても条例制定については、今後の道内、管内の動向を見定め、判断していきたいと考えております。また、村といたしましては、特定保健指導や住民向けの講話、広報紙での保健だより、認知症対策などを通じて受動喫煙防止に向けた取り組みを行っているところですので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。望まないものという受動喫煙ということで、その部分が今回の改正の主になるところだと思います。国としてもWHOの基準を満たしていない日本国内ということで、今後東京オリンピックに向けての一つの動きとしてこの部分の改正を急いだという部分もあります。そういう中で今後どのような形で

厚生労働省のほうから示されてくるかまだちょっと先が見えないところですが、これについては喫煙者、非喫煙者の考え方が異なりますので、どのような形でつくっていくかという部分については相当難しいのかなという思いでいます。もちろん子どもたちや住民の方々の健康を考えると、受動喫煙という部分については配慮をしなければならないし、たばこを吸う人たちについては個々のモラルに頼るしかないというところもありますので、そういう部分も含めてどのような形で自治体のほうが先頭になってこの部分を奨励していくのかという部分が多分必要になってくるのだらうなと思います。

今回の質問につきましては、民間の話は別にして、まずはとりあえず自治体、公共施設という部分のお話をやっぱりさせていただきたいなという思いでいます。村長の説明のとおり、施設内はもうほぼ禁煙ということは、この部分はある程度形ができていますので、この部分については問題はないのかと思います。問題は、敷地内での喫煙も禁止ですよということで、喫煙場所を設置しなければならないよという形です。駐車場等につきましては、しっかりとした建物でなければ許可は基準としては多分だめだらうと思われれます。そういうことを考えますと、今村の公共施設たくさんあります。これに全部に設置するのか、そういうことも考えなければならなくなってきました。村民が多く活用する場所はしないで、村外から来る人たちのためにといたしますか、よその町村ではそういう部分でどういう基準で進めていくかはばらばらでしょうから、村外から来た人についてはなかなか理解を求めるのは厳しい状況もありますので、そういう部分も含めた対応の仕方ということで、公共施設全てにそれを設置をするとすると相当な費用がかかります。もちろん国のほうでその部分の支援の部分は、喫煙場所の設置については若干の何か補助が出るらしいというお話もありますが、何カ所もとなるとそれはなかなかちょっと厳しい部分が多分あるのだらうなと思いますので、その辺の見きわめといたしますか、選定といたしますか、そういう部分も今後必要になってくるのではないかなと思っております。

あとは、屋外における喫煙ですよ、一番問題になってくるのは、学校の敷地内は、もちろん全面禁煙という形をとらざるを得ないのだらうと思います。問題は、運動広場、公園、そういう場合の屋外、さらにパークゴルフ場、こんなふうに指定管理をお願いしている施設、建物等もたくさんあります。さらに、カントリーパークとキャンプ場もあります。そういう屋外のたくさんある施設、こういう部分に関してはどういう対応をしていくのか、この辺が一番の課題になっていくのかなと思っております。敷地内禁煙となれば屋外にわざわざ喫煙場所を建てるのか、どこか区域をつくってその場所だけというような形で対応は可能なのか、さまざまな今後の厚生労働省の説明のほうも多分出てくるとは思います、その辺が重要になってくるとは思います。

今回の改正によって、今たばこを吸われている方々が減るのかどうかという部分も考えますと、余り変わらないのかなと思われれます。今後たばこの値上がり等も進められそうですので、若干の喫煙者の減少は見られたにしても、たばこを吸う人がいる限り受動喫煙はついてくるわけですので、少数の喫煙者の方々にもやっぱり配慮をしていかなければなら

ないということもありますので、そういう部分も含めて喫煙場所をどういう形で公共施設につけていくかという部分も考えをちょっとお伺いしたいなと思っております。2019年には、自治体、行政機関にはこの法律が進められるわけですから、もう余り時間がありませんので、その部分を含めて今村長が考えられる範囲内で伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員ご指摘のとおり、非常に難しい問題もありますけれども、ただ、今お話がありましたように2019年の9月には一部施行ということで、国及び地方公共団体の責務等については、これについては行いなさいというようなことがあります。ということで、改正点の内容のところでありまして、市町村の部分につきましては望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないというふうに書いてあるのですけれども、条文を読んできると法律の部分の指定の屋内、屋外、基準適合室とか、いわゆる掲示物にしましてもこれ非常に多岐にわたってあります。当該場所がみずから喫煙をすることができる場所である旨、20歳未満の者の出入りを立ち入り禁止する旨等を記載した標識、喫煙専用室標識とか、いろんな部分で屋外の場合についてもきめ細かな部分がありますけれども、そういう部分をやっぱり今議員おっしゃられたように早急に対応していかないと、もう目の前に来ているわけですから、2020年の4月が全面施行ということになっていきますけれども、事前周知ですとか、2019の夏からは一部施行ということで学校、病院、児童福祉施設、行政機関というのが入ってきますので、その部分をしっかりスピード感を持ってどのようにしていくかということをももちろん厚生労働省令もあるのですけれども、大体予測はつくかなというふうに思いますし、近隣の市町村の動向もありますし、また我が村が持っているいろんな施設等、観光施設等ありますけれども、対外的にも訪れます。その部分について個別的に検討、分析を加えながら、果たしてどこの部分に設置するのが必要なかという部分もやっぱり詳細に計画を立ててしていかないと、これは実際につくることになるということになりますと、屋内、屋外にしましてもかなりの予算措置を講ずることになります。だから、その部分も予算措置のことも考えつつ検討していかなければならないというふうに思いますので、もうこの部分出ているので、早急にそれぞれの部分で作業を具体的に進めていかなければならないというふうに思います。

ただ、たばこ税とか自主財源の部分でいいますと、年間2,000万近く村の自主財源としてあるわけです。だからといって喫煙が望ましいという話ではありませんけれども、喫煙される方もおられるわけですから、その部分の方のそういう方の配慮もやっぱりこれはしていかねばいけないというふうに思いますので、何が何でも全面禁止とかというような発想ではこれはいけないと思いますし、その部分も相互にうまくとれるように、そして重要な部分は望まない受動喫煙が生じないということですから、その部分を基本原則として喫煙者の部分も配慮しつつ、なおかつ公共施設のあり方とかも含めてしっかりと考えていかねばいけないのかなというふうに思っています。特に東京都条例は早目にしたわけ

ですけれども、病院、児童施設、行政機関敷地内禁煙、屋外禁煙場所については設置可というふうになってはいますが、ただし幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等は屋外の喫煙場所設置は不可であるというような形で、さらには過料ということで、これに違反した場合については指導、勧告、助言等をして、これが改善されなかった場合については過料ということで5万円以下の過料を処すということになって、そういう条例もつくっております。そういうところも鑑みながら、早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 最後の質問になります。確かに本当に大変、いろいろと検討しなければならないことがたくさんあるかなと思っております。更別村においても施設内禁煙になってからさまざまないろんな行事も開催されています。そういう中で個人的に感じることにしては、いろいろな懇親会等があった中で、福祉センター等、室内であったときにでも、たばこを吸う方は1階のたばこ吸う場所に行きますよということで、せっかく懇親会をしているけれども、半分がもういなくなっているよというような、こんな状況も見られます。今後学校内、敷地内も禁煙だよという話になってくると、運動会はどうするの、少年団の大会はどうするのといったような行事が、催しが今後今までどおり行われるとすれば、そういう部分でたばこを吸う方々は我慢できるのか、途中で抜けてしまうのかというような、そういうことも出てきます。今は、まだ近くにたばこを吸う場所が、灰皿等も置いてあったりするわけで、それほど遠くまで離れないわけですが、今後敷地内も禁煙という形になりますと相当離れた場所に行くか、駐車場の車の中も禁煙というような形になれば本当にどこで吸えばいいのだろうということで、遠くに離れていってしまうというようなことになってくると、行事の中でやっぱりさまざまな影響とまでは言いませんが、そういう部分は若干見られるようになってくるのかなと思っております。村内の方であればそれは納得をしていただけるのでしょうが、運動公園も小学校のグラウンド、中学校のグラウンドも含めて村外の人たちが来る大会等もたくさんあります。そういう方々が理解できるかどうかとなってくると、そういう部分もありますので、本当に自治体としての指導といいますか、広告といいますか、そういうものもどうしても必要になってきますので、そういう部分も含めた中できっちりやっぱり検討していただきたいなと思っております。もちろんこれは喫煙者のモラルの問題ですから、余りそこまで気にする必要はないのかもしれませんが、そういう部分もやっぱりなかなか理解できない喫煙者の方も僕も含めてたくさんいますので、その辺も含めて配慮願えればなという部分で検討をお願いしたいという思いです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 長 西山村長。

○村長 まさに今の高木議員のご指摘のとおり、いろんなところに考えをめぐらせてしっかり取り組んでいかなければいけないなというふうなことを考えます。また一方で、

禁煙外来とか、認知症になりにくい村宣言とか、あるいは各種の村の保健計画、いろんな部分については禁煙ということで、なるべくそういうことを言う形で推奨している健康づくりも一方しておりますし、その部分とも整合性も図る必要がありますし、また本当にいろんな村外から来られた方についてのご理解等も含めて、その辺もしっかり考慮しなければいけないのかと思いますし、近隣の市町村、あるいは言ってみれば町村会とか、いろんな部分で一定程度の基準とか、そういうものはしっかり十勝の中では大体こういう基準でやりますよというようなことも、各町村ばらばらの対応ではそれこそ本当に大変な状況になってしまうので、やっぱり基本線、原則的なものとある程度裁量がきくものという部分を分けながら考えていきたいなというふうなことを思います。ただ、健康増進法の一部を改正する法律というふうに厚労省で出したわけですから、かなり厳しい省令が来るということは予測しております。ただ、その部分も含めまして今ご指摘のありましたさまざまな部分での配慮も含めて、今後村としてもスピード感を持ってその基準あるいはそういう設定についても計画をしっかりと組み立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。今村長の答弁のあったように、できるだけ町村間の連携というものをさせていただけるとありがたいなと思いますので、その辺よろしく願いして、一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第8 議員の派遣の件

○議 長 日程第8、議員の派遣の件を議題といたします。

10月13日から14日にかけて札幌市で開催をされる札幌さらべつ会総会に全議員を、10月31日に村内で開催をされる2村議会議員交流会に全議員を、11月6日に芽室町で開催をされる十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月29日に広尾町で開催をされる広尾町議会議員等研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、10月13日から14日にかけて札幌市で開催をされる札幌さらべつ会総会に全議員を、10月31日に村内で開催をされる2村議会議員交流会に全議員を、11月6日に芽室町で開催をされる十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月29日に広尾町で開催をされる広尾町議会議員等研修会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第9 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第9、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は停電に伴う災害対応について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長

より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成30年第3回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 8時02分閉会)